

静岡県産業廃棄物処理施設設置許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表



要領名 静岡県産業廃棄物処理施設設置許可関係事務取扱要領（令和6年4月1日制定）

改 正 前

## 静岡県産業廃棄物処理施設設置許可関係事務取扱要領

制定 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

### （目次）

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設を除く。）の設置等
- 第4 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設に限る。）の設置等
- 第5 肥料飼料製造施設（条例第2条第5項に規定する施設に限る。）の設置等
- 第6 事故時の届出
- 第7 許可証
- 第8 申請者等の適格性の照会事務

### 第1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の設置許可等及び静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第2条第5項に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等における手続に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。  
なお、特殊な内容については、個別に審査に必要な対応を求める場合がある。

### 第2 用語の定義

- 1～4 （略）
- 5 構造基準 省令第12条及び省令第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の技術上の基準をいう。
- 6～16 （略）
- 17 借受け 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から同施設を借り受ける（所有権は移動しない）ことをいう。
- 18 譲受け 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から同施設を譲り受ける（所有権が移動する）ことをいう。
- 19～21 （略）

22 中核設備 破砕施設における破砕機、脱水施設における脱水機等、その施設において産業廃棄物を処理する設備をいう。最終処分場においては、埋立地をいう。  
ただし、産業廃棄物を処理する設備であっても圧縮梱包機や熔融固化機等、単独では法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可対象とならない設備は、付帯設備とする。

23 付帯設備 処理施設から中核設備を除いた設備をいい、保管設備を含む。最終処分場にあつては、平成12年12月28日付生衛発第1903号に規定する関連付帯設備（擁壁、前処理設備、遮水層、保有水等集排水設備、通気設備、浸出液処理設備及び調整池等）をいう。

# 対 照 表

改 正 後

## 静岡県産業廃棄物処理施設設置許可関係事務取扱要領

制定 令和6年4月1日  
改正 令和7年4月1日  
令和8年3月26日  
適用 令和8年4月1日

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）の設置等
- 第4 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）の設置等
- 第5 肥料飼料製造処理施設（条例施行規則第2条に規定する産業廃棄物の処理施設）の設置等
- 第6 事故時の届出
- 第7 許可証
- 第8 申請者等の適格性の照会事務
- 第9 高度化法に規定する認定に係る産業廃棄物処理施設

### 第1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第2条に規定する産業廃棄物の処理施設の設置等における手続、並びに同法第21条の2に規定する特定処理施設の事故時の措置に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。  
なお、特殊な内容については、個別に審査に必要な対応を求める場合がある。

### 第2 用語の定義

- 1～4 (略)
- 5 構造基準 省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の技術上の基準をいう。
- 6～16 (略)
- 17 借受け 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から同施設を借り受ける（所有権は移動しない。）ことをいう。
- 18 譲受け 産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から同施設を譲り受ける（所有権が移動する。）ことをいう。
- 19～21 (略)
- 22 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- 23 産業廃棄物処理施設等 条例第2条第5号に規定する産業廃棄物処理施設等をいう。
- 24 中核設備 破碎施設における破碎機、脱水施設における脱水機等、その産業廃棄物処理施設等において産業廃棄物を処理する設備をいう。最終処分場においては、埋立地をいう。  
ただし、産業廃棄物を処理する設備であっても圧縮梱包機や熔融固化機等、単独では産業廃棄物処理施設等に該当しない設備は、付帯設備とする。
- 25 保管設備 省令第12条第7号に規定する産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備をいう。
- 26 付帯設備 産業廃棄物処理施設等から中核設備を除いた設備をいい、保管設備を含む。最終処分場にあつては、平成12年12月28日付生衛発第1903号に規定する関連付帯設備（擁壁、前処理設備、遮水層、保有水等集排水設備、通気設備、浸出液処理設備及び調整池等）をいう。

改 正 前

- 24 環境影響設備 付帯設備のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある設備をいい、中核設備とあわせて、中核設備等という。
- 25 管轄健康福祉センター 施設の設置場所を管轄する健康福祉センターをいう。

第3 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設を除く。）の設置等

第3-1-1(1) 相談時の指導内容

ア 廃棄物リサイクル課又は管轄健康福祉センターは、事業者から施設の設置について連絡があった場合には、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを事前協議書提出前に廃棄物リサイクル課に相談するよう当該事業者に対して指導すること。相談に当たっては、事前協議書の提出に必要な施設配置図、構造図、能力計算書、処理工程図、スケジュール、他の法令の手続状況が分かる資料等の提供を受け、許可の要否や別紙1の該当する設置手順フローにより、今後の手続を確認し、指導を行うこと。

資料の記載事項については、第3-1-1(1)イ以降に準じ、判断に必要な資料を求め把握すること。

イ 事前協議書（第3-1-1(3)ウの規定により事前協議及び条例手続を省略する場合は変更許可申請）の受付後から許可証が交付されるまでの間に設計変更等により施設や配置の変更等が生じ、生活環境影響予測の条件に変更等が生じた場合は、その変更等の内容により、事前協議から手続をやり直すこともあり得るため、事前の準備を適切に行うよう伝えること。

ウ 設置位置、施設の構造、処理能力、処理工程及びスケジュール等が明確でないものは、事前協議に進むことができないことを説明すること。

エ 施設の入替等の際は、その施設の廃止等のスケジュールにより新規許可と変更許可のどちらの場合も考えられるため、入替計画を決定しているか確認し、必要な手続の種類等を指導するとともに、他法令の確認を行うよう指導すること。

オ (略)

カ 他の法令の手続状況は、県環境調査指針様式1の4により関係法令を担当する機関の担当者に直接手続の要否、手続の完了見込みを確認し、それを証する書類等を入手するよう指導すること（参考 第3-2-2(2)ウ(カ)a(c)）。

キ・ク (略)

ケ 適合している旨の使用前検査確認通知書が交付されるまでは施設の設置後も同施設で産業廃棄物の処理を行うことができないことを説明すること。

コ 汚泥の脱水施設の場合は、水処理工程に係る配管図、配置図を提出させ、平成17年3月25日付け環産産発第050325002号「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」の第二に該当するか否かを確認すること。

第3-1-1(2) 複数の施設がある場合の留意事項

ア 設置許可を得ようとする処理施設の処理工程中に他の設置許可の対象となる設備が組み込まれ、一連で処理されると判断される場合は、必要な許可は一つである。施設同士が連結されており、連続して処理され、途中取り出しができないことを確認し、次の例を参考に、設置許可の要否、許可の範囲、能力を判断すること。

(ア) 焼却施設の前処理として破砕施設が設置されている場合

a 焼却の前処理として破砕施設が設置されており、両方の施設が一連で処理され、全量破砕処理を経なければ焼却施設に投入できない構造の場合は、破砕施設の設置許可は不要

b 破砕後保管ピット等に一時保管された後に焼却される構造の場合は、一連とは言えず、破砕処理を経由せずに焼却施設に投入することが可能なため破砕施設と焼却施設の設置許可が必要

# 対 照 表

改 正 後
<p>27 環境影響設備 付帯設備のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある設備をいい、中核設備とあわせて、中核設備等という。</p> <p>28 管轄健康福祉センター <u>産業廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する健康福祉センターをいう。</u></p> <p>29 高度化法 <u>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）をいう。</u></p>
<p><b>第3 法第15条第1項に規定する<u>産業廃棄物処理施設</u>（政令第7条の2に規定する<u>産業廃棄物処理施設</u>を除く。）の設置等</b></p> <p><b>第3-1 事前相談</b></p> <p><b>第3-1-1 相談時の指導内容</b></p> <p>ア 廃棄物リサイクル課又は管轄健康福祉センターは、事業者から<u>処理施設の設置</u>について連絡があった場合には、<u>産業廃棄物処理施設</u>に該当するか否かを事前協議書提出前に廃棄物リサイクル課に相談するよう当該事業者に対して指導すること。相談に当たっては、事前協議書の提出に必要な施設配置図、構造図、<u>設計計算書（処理能力が分かるもの）</u>、処理工程図、スケジュール、他の法令の<u>手続状況</u>が分かる資料等の提供を受け、許可の要否や別紙1の該当する設置手続フローにより、今後の手続を確認し、指導を行うこと。</p> <p>資料の記載事項については、第3-1-1イ以降に準じ、判断に必要な資料を求め把握すること。</p> <p>イ 事前協議書（第3-1-3イの規定により事前協議及び条例手続を省略する場合は変更許可申請）の受付後から許可証が交付されるまでの間に設計変更等により<u>産業廃棄物処理施設の配置や設備の変更等</u>が生じ、生活環境影響予測の条件に変更等が生じた場合は、その変更等の内容により、事前協議から手続をやり直すこともあり得るため、事前の準備を適切に行うよう伝えること。</p> <p>ウ 設置位置、<u>産業廃棄物処理施設</u>の構造、処理能力、処理工程及びスケジュール等が明確でないものは、事前協議に進むことができないことを説明すること。</p> <p>エ <u>産業廃棄物処理施設</u>の入替等の際は、<u>既存の産業廃棄物処理施設</u>の廃止等のスケジュールにより新規許可と変更許可のどちらの場合も考えられるため、入替計画を決定しているか確認し、必要な手続の種類等を指導するとともに、他法令の確認を行うよう指導すること。</p> <p>オ （略）</p> <p>カ 他の法令の手続状況は、<u>県環境調査指針様式第1号4</u>により関係法令を担当する機関の担当者に直接手続の要否、手続の完了見込みを確認し、それを証する書類等を入手するよう指導すること（参考 第3-2-2ウ(ハ) a(c)）</p> <p>キ・ク （略）</p> <p>ケ 適合している旨の使用前検査確認通知書が交付されるまでは<u>産業廃棄物処理施設</u>の設置後も当該施設で産業廃棄物の処理を行うことができないことを説明すること。</p> <p>コ 汚泥の脱水施設、<u>廃油の油水分離施設</u>、<u>廃酸又は廃アルカリの中和施設等</u>の場合は、水処理工程に係る配管図、配置図を提出させ、平成17年3月25日付け環産発第050325002号「<u>「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）</u>」において平成16年度中に講ずることとされた措置（<u>廃棄物処理法の適用関係</u>）について（通知）」の第二に該当するか否かを確認すること。</p> <p><b>第3-1-2 複数の<u>産業廃棄物処理施設</u>がある場合の留意事項</b></p> <p>ア 設置許可を得ようとする<u>産業廃棄物処理施設</u>の処理工程中に他の設置許可の対象となる設備が組み込まれ、一連で処理されると判断される場合は、必要な許可は一つである。<u>産業廃棄物処理施設</u>同士が連結されており、連続して処理され、途中取り出しができないことを確認し、次の例を参考に、設置許可の要否、許可の範囲、能力を判断すること。</p> <p>(ア) 焼却施設の前処理として破砕施設が設置されている場合</p> <p>a 焼却の前処理として破砕施設が設置されており、両方の<u>産業廃棄物処理施設</u>で一連で処理され、全量破砕処理を経なければ焼却施設に投入できない構造の場合は、破砕施設の設置許可は不要</p> <p>b 破砕後保管ピット等に一時保管された後に焼却される構造の場合は、一連とはいえず、破砕処理を経由せずに焼却施設に投入することが可能なため破砕施設と焼却施設の設置許可が必要</p>

改 正 前

(イ) (略)

イ (略)

ウ 複数の中核設備が一体として機能している施設については、処理能力を合算し、一つの許可として申請するよう指導すること。一体として機能していることの判断においては次の例を参考とすること

区分	説明
廃棄物の種類、性状	取り扱う廃棄物が同一である（同一ではない例：廃プラと紙くず、スチロール限定と普通プラ等）。
処理工程	一次処理、二次処理の関係にある。 ただし、第3-1(2)ア(ア)aや第3-1(2)ア(イ)aに規定する一連として処理される処理施設の場合は、一次処理と二次処理の関係にあっても、処理能力は合算せず、全体の処理能力に影響を及ぼす中核設備を確認し、当該中核設備の能力とする。
保管設備	処理前、処理後保管設備を共有している（共有が必須ではない事に留意）。
処理後物の取扱い	同じ取扱いである（同一ではない例：一方は全量二次処理委託、もう一方は売却）。

第3-1-(3) 変更の場合の留意事項

ア 事業者が許可施設において、構造や維持管理に関する変更を行う場合、廃棄物リサイクル課は、当該変更が法第15条第2項第4号から第7号まで又は省令第12条の8各号のいずれに該当するか判断し、随時、変更前に相談するよう伝えること。

イ 中核設備等を変更する場合は、アに加え、必要な手続が変更許可か、軽微変更届かを確認するため、変更前に施設配置図、施設の概要、能力計算書、予測される生活環境への影響等を提出させ、必要な手続を確認すること。

ウ イにおいて、変更許可手続を行うにあたって、生活環境への影響が増大しない場合には事前協議と条例手続を省略することが可能である。事業者が手続の省略を希望する場合は、様式第1号を提出させ、確認すること。

なお、生活環境への影響が増大しないとは、規制基準値等にかかわらず現況施設の稼働時と比べて変更する施設の稼働時の生活環境への影響（騒音や振動等）の予測値が増えない又は低減される状態を指す。

第3-2 事前協議（要綱第16条～第21条）

第3-2-(1) 受付時の確認事項

ア～ウ (略)

エ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事前協議書提出者に返却すること。審査において補正等が生じた場合には、事業者<sub>に</sub>返却した当該副本を基に対応し、正本同様の修正を行うよう指導すること（以下、受付時に副本を返却する場合に同じ）。

オ 副本への添付については写しで差し支えないこと（以下、副本について同じ）。

カ 変更許可に係る手続の場合、変更前後の要綱様式第1号別紙及び添付書類のうち内容に変更があるものについて、変更前後の書類を添付させること。

キ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受付すること。

ク 事前協議書提出者が事前協議終了通知及び鑑の交付を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は事前協議書提出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

# 対 照 表

## 改 正 後

(イ) (略)

イ (略)

ウ 複数の中核設備が一体として機能している産業廃棄物処理施設については、処理能力を合算し、一つの許可として申請するよう指導すること。一体として機能していることの判断においては次の例を参考とすること。

区分	説明
廃棄物の種類、性状	取り扱う廃棄物が同一である（同一ではない例：廃プラと紙くず、スチロール限定と普通プラ等）。
処理工程	複数の処理施設が同時に稼働している。 ただし、一次処理と二次処理の関係にあり、途中投入や途中排出ができない構造となっている場合は、処理能力は合算せず、全体の処理能力に影響を及ぼす中核設備を確認し、当該中核設備の能力とする。
保管設備	処理前、処理後保管設備を共有している（共有が必須ではないことに留意）。
処理後物の取扱い	同じ取扱いである（同一ではない例：一方は全量二次処理委託、もう一方は売却）。

### 第 3 - 1 - (3) 変更の場合の留意事項

ア 事業者が許可施設において、法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項を変更する場合、廃棄物リサイクル課は、当該変更が省令第 12 条の 8 各号又は令和 3 年 4 月 5 日環循適発第 2104051 号（環循規発第 2104051 号）「産業廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」の第二から第五までのいずれに該当するかを判断し、必要な手続を指導すること。確認に当たっては、変更の概要、施設配置図、構造図、設計計算書、処理工程図、生活環境への影響が分かる資料を提出させること。

イ 変更許可手続を行うに当たって、生活環境に及ぼす影響が増大しない場合には事前協議と条例手続を省略することが可能である。事業者が手続の省略を希望する場合は、様式第 1 号を 1 部提出させ、確認すること。

なお、生活環境に及ぼす影響が増大しないとは、規制基準値等にかかわらず現況の産業廃棄物処理施設の稼働時と比べて変更後の産業廃棄物処理施設の稼働時の生活環境に及ぼす影響の予測値が増えない又は低減される状態を指す。

### 第 3 - 2 事前協議（要綱第 16 条～第 21 条）

#### 第 3 - 2 - (1) 受付時の確認事項

ア～ウ (略)

エ 提出書類 3 部（正本 1 部及び副本 2 部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本 1 部は提出時に事前協議書提出者に返却すること。審査において補正等が生じた場合には、事業者  
に返却した当該副本を基に対応し、正本同様の修正を行うよう指導すること（以下、受付時に副本を返却する場合に同じ）。

オ 副本への添付については写しで差し支えないこと（以下、副本について同じ）。

カ 変更許可に係る手続の場合、要綱様式第 1 号別紙及び添付書類のうち内容に変更があるものについては、変更前後の書類を添付させること。

キ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受け付けること。

ク 事前協議書提出者が郵送による事前協議終了通知の交付及び鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は事前協議書提出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

## 改 正 前

## 第3-2-(2) 審査における留意事項

ア 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理計画が法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされているか等について審査すること。

イ 事前協議書（要綱様式第1号）

(ア) 事前協議書鑑

a 「産業廃棄物処理施設等の処理能力」は、1時間値及び1日の稼働時間（8時間未満の場合は8時間）による値を記載させること。

複数の中核設備がある場合は、個別の能力及び合算能力が記載されていること。

なお、複数の中核設備が直列に配置されている場合等、能力を合算しない場合は別紙によりその理由を説明させること。

b 「2 変更する事項等」は、変更の内容が把握出来るよう記載すること。変更する事項の枠内にて示せない場合等は、別途説明等を添付させること。

(イ) 別紙事業計画の概要

a 「基本計画」のうち、施設の種類には、令第7条に関する事項を次の例により記載させること

例：汚泥の乾燥施設（天日乾燥）（令第7条第2号）

廃プラスチック類の破碎施設（令第7条第7号）等

処理方式には、中核設備の名称、処理方式、メーカー名、型番を記載させること。着工予定時期及び使用開始予定時期には、法その他関係法令の各手続に係る期間及び工事等を考慮して記載させ、その確認ができるスケジュール表を添付させること。

b 「3 事業範囲」には、15条許可対象の産業廃棄物の種類についてのみ記載させること。

c 「4 計画地」の使用権原見込み欄の承諾の有無は、有となっており、ウ(キ)cにて、確認が可能であること。

d (略)

e 「6 資金計画」については、当該箇所の記載に代えて様式第2号を提出させること。維持管理に係る費用については、見込額を記載させ、根拠資料は不要なこと。

着工予定時期に記載の年を初年度とし、当該処理施設の使用終了までの期間を記載させること。なお、処理施設の設置にあたり、土地料等がある場合は、説明させ、必要な記載をさせること。また、収入のうち、不動産売払収入以外の財産収入（例えば、株式配当金など）があれば、必要に応じて行を追加して記載させること。

f 「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」及び「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」は、中核設備の種類にて求められる全ての基準を記載し、設備がない、該当しない等の場合は該当しない旨及びその理由等を記載させること。一部の中核設備については、参考様式が県ホームページに掲載されている。

基準に求められている全ての事項について記載されており、その根拠が添付書類等にて把握できること、技術上の基準を満たしていること、生活環境の保全及び法第15条の2第1項第2号の施設について適正な配慮がされていることを確認すること。

g～i (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第3-2-(2) 審査における留意事項

ア 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理計画が法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合していること、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされていること等について審査すること。

イ 事前協議書（要綱様式第1号）

(ア) 事前協議書鑑

a 「産業廃棄物処理施設等の設置場所」は、ベルトコンベアやブロワー等の付帯設備の設置場所は含まず、中核設備の設置場所の所在地が字名を含めて記載されていること。

b 「産業廃棄物処理施設等の処理能力」は、1時間値及び1日の稼働時間（8時間未満の場合は8時間）による値を記載させること。

複数の中核設備がある場合は、個別の能力及び合算能力が記載されていること。

なお、複数の中核設備が直列に配置されている場合等、能力を合算しない場合はその理由を説明した資料を添付させること。

c 「2 変更する事項等」は、変更の内容が把握できるように記載すること。変更する事項の枠内にて示せない場合等は、別途説明資料等を添付させること。

(イ) 別紙事業計画の概要

a 「2 基本計画」のうち、施設の種類には、政令第7条に関する事項を次の例により記載させること。

例：汚泥の乾燥施設（天日乾燥）（政令第7条第2号）

廃プラスチック類の破碎施設（政令第7条第7号）等

処理方式には、中核設備の名称、処理方式、メーカー名、型番を記載させること。着工予定時期及び使用開始予定時期には、法その他関係法令の各手続に係る期間及び工事等を考慮して記載させ、その確認ができるスケジュール表を添付させること。

b 「3 事業範囲」のうち、産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類には、当該施設で処理する全ての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類を記載し、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明記すること。

c 「4 計画地」の使用権原見込み欄の承諾の有無は、協議者と土地所有者が異なる場合においては有と記載されており、ウ(キ)cにて、確認が可能であること。協議者と土地所有者が同一の場合は「-」と記載されていること。

d (略)

e 「6 資金計画」については、当該箇所の記載に代えて様式第2号を提出させること。維持管理に係る費用については、見込額を記載させ、根拠資料は不要なこと。

着工予定時期に記載の年を初年度とし、当該処理施設の使用終了までの期間を記載させること。なお、処理施設の設置に当たり、土地料等がある場合は、説明させ、必要な記載をさせること。また、収入のうち、不動産売払収入以外の財産収入（例えば、株式配当金など）があれば、必要に応じて行を追加して記載させること。

f 「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」及び「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」は、設置する産業廃棄物処理施設の種類に応じて必要な基準及び当該基準を満たすための計画を記載し、設備がない又は該当しない等の場合は該当ない旨及びその理由等を記載させること。一部の産業廃棄物処理施設については、必要な基準を記載した参考様式を県ホームページに掲載している。

記載された計画が基準を満たしていること、周辺地域の生活環境の保全及び法第15条の2第1項第2号の施設について適正な配慮がされていることを確認し、その根拠を添付書類等にて把握すること。

g～i (略)

## 改 正 前

## ウ 添付書類

(注) 事前協議の添付書類は、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請においても使用されるため、許可申請時までの審査において、組み替える等を少なくするよう、別紙2は要綱別表の順番、構成によらず、許可申請に準じている。

## (ア) 施設配置図

- a 事業所全体を示す平面図とし、事務所、当該申請に係る処理施設全体が記載されていることを確認すること。
- b 中核設備等については、少なくとも2地点からの距離を示すなど、設置位置を明確に示させること((イ)施設構造図の平面図等に記載することでも差し支えない)。
- c 環境保全対策として行った環境保全設備(防音壁、遮音シート、散水装置、排水溝等)が、記載されていることを確認すること。なお、生活環境調査において、環境保全設備と中核設備等との距離等を計算に用いる場合は、当該距離等が確認できるよう記載させること。
- d (略)
- e 地形図は、処理施設を含む当該地域の地形が把握出来るものであること。

## (イ) 施設構造図

- a 平面図及び立面図は中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備がそれぞれ色分けした線で囲み明示され、各色の凡例を示させるとともに、次の事項について確認すること。
  - (a) 構造基準、維持管理基準に関連する設備(温度計等の測定機器にあっては、そのセンサー等の位置及び確認が出来る場所を含む)が記載されていること。
  - (b) (略)
  - (c) 各設備の接続が処理工程図と相違ないこと(廃棄物の途中投入や途中排出の状況が判断できること)。
  - (d) 環境影響設備については、メーカー、型番が付記され、騒音、振動等の検査値等を示した資料及び当該設備の説明に必要な構造・素材に関する資料等を添付していること。
  - (e) 環境保全対策として行った環境保全設備(防音壁、遮音シート、散水装置、排水溝等)の高さや厚さ、材質等を記載させ、その性質を示すカタログ等を添付させること。
  - (f) 屋内に処理施設を設置する場合(保管設備のみを屋内に設置する場合を含む。)にあっては、建屋の平面図及び立面図にシャッターや窓を明記するなど、屋内であることを示すこと。

- b 詳細図は、中核設備及び保管設備を対象とし、次の事項が明示されていることを確認すること。

なお、保管容量の算定が可能な寸法等が示され、適切に断面を設定していること(両翼壁の延長が異なる場合には法面の方向に対して直角方向に断面を設定等)及び必要な法面勾配が確認できる平面の断面位置が示されていることを確認すること。

- (a) (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

### ウ 添付書類

(注) 事前協議の添付書類は、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請においても使用されるため、許可申請時までの審査において、組み替える等を少なくするよう、別紙2は要綱別表の順番、構成によらず、許可申請に準じた並びとしている。

#### (ア) 施設配置図

a 事業場全体を示す平面図とし、事務所、当該申請に係る産業廃棄物処理施設全体及び各設備(中核設備、環境影響設備、保管設備、その他付帯設備)が明示されていることを確認すること。

b 中核設備等については、少なくとも実測可能な2地点からの距離を示すなど、設置位置を明確に示させること(イ)施設構造図の平面図等に記載することでも差し支えない。

c 環境保全対策として設置する環境保全設備(防音壁、遮音シート、散水装置、排水溝等)が、記載されていることを確認すること。なお、生活環境影響調査において、環境保全設備と中核設備等との距離等を計算に用いる場合は、当該距離等が確認できるよう記載させること。

d (略)

e 地形図は、産業廃棄物処理施設を含む当該地域の地形が把握できるものであること。

#### (イ) 施設構造図(平面図、立面図、詳細図)

a 産業廃棄物処理施設全体を示す平面図及び立面図にあつては、中核設備、環境影響設備、保管設備、その他付帯設備がそれぞれ色分けした線で囲み明示され、各色の凡例を示させるとともに、次の事項について確認すること。

(a) 構造基準及び維持管理基準に関連する設備(「産業廃棄物処理施設等の構造等」及び「産業廃棄物処理施設等の維持管理」に記載された設備であつて、温度計等の測定機器にあつては、そのセンサー等の位置及び測定値の確認ができる計器等の場所を含む。)が記載されていること。

(b) (略)

(c) 各設備の接続が処理工程図と相違ないこと(廃棄物の途中投入や途中排出の状況が判断できること)。

(d) 中核設備等については、メーカー、型番が付記され、騒音、振動等の検査値等を示した資料及び当該設備の説明に必要な構造・素材に関する資料等を添付していること。

(e) 環境保全対策として設置する環境保全設備(防音壁、遮音シート、散水装置、排水溝等)の高さや厚さ、材質等を記載させ、その性質を示すカタログ等を添付させること。

(f) 屋内に産業廃棄物処理施設を設置する場合(保管設備のみを屋内に設置する場合を含む。)にあつては、建屋の平面図及び立面図にシャッターや窓を明記するなど、屋内であることを示すこと。

b 詳細図は、中核設備及び保管設備を対象とし、次の事項が明示されていることを確認すること。

(a) (略)

改 正 前

- (b) 保管設備 (処理前及び処理後)
- ・平面 (縮尺、寸法、平坦部と法面部の区別、断面位置)
  - ・断面 (寸法、法面勾配)
  - ・保管面積及び保管容量の算定結果 (算定式)
  - ・処理前の保管量が、1日当たりの処理能力の14日分を (例外規定がある場合はその日数。) を超えない量となっていることを確認すること。
  - ・処理後の保管量が、1日当たりの処理能力量に対応する処理後廃棄物発生量の14日分に相当する量を超えない量となっていることを確認すること。
  - ・一つの施設に対し複数の廃棄物を保管する場合は、処理前及び処理後それぞれ全ての種類の保管廃棄物の総量が当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量となっていることを確認すること。また、各々の廃棄物の保管設備における保管容量は、それぞれ当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量となっており、廃棄物の総量が14日分を超えないよう管理する方法 (毎日保管量及び予定搬入量等を把握し記録する等) が示されていることを確認すること。
  - ・自社物と他社物を同じ施設で保管・処理する場合の保管量は、合計で14日分 (処理前保管設備の場合であって、例外規定がある場合はその日数。) となっていることを確認すること。
  - ・保管設備は飛散流出等のおそれがなく、適切に管理できる構造となっていることを確認すること。飛散流出のおそれなく適切に管理できる構造とは例えば別紙13のような場合が考えられる。
  - ・保管設備については、直接、囲いに廃棄物の荷重がかかる保管方法 (バラ積み (室内) や野積み (屋外)) である場合には、構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないことが説明され、妥当であることを確認すること。
- (ウ) 処理施設の付近の見取図 (案内図)
- a 処理施設への現地調査等が可能なよう、目印となる交差点や建物等を明記させること。
- (エ) 処理工程図
- a・b (略)
- c 処理工程図は、施設配置図、平面図等と整合していること (施設の連結、途中投入、途中排出が確認出来ることを含む) を確認すること。
- (オ) 処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- a 中核設備について、設備の製造メーカーの能力計算において用いられた数値等の根拠資料、計算方法が適切であること及び添付書類により、係数、かさ比重、回転数等 (環境省の換算係数や客観的に妥当と判断される係数) の根拠が確認できる資料が添付されていることを確認すること。
- なお、実績等による係数の場合であって、設備の製造メーカーから根拠が示されない場合は、当該係数がどのように設定されたものであり、適正なものである旨を示した資料の添付に代えて差し支えないこと。
- また、据付場所の設計により、自重、載荷荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対する構造耐力上安定であることが、軟弱地盤、地盤沈下のおそれのある場所、地質等を考慮して説明され、妥当であることを確認すること。
- b 排ガス及び排水処理施設が設けられている場合は、処理能力を確認できる資料を提出させ、処理施設に対応したものであること、他法令の条件等を満たしていることを確認すること。
- (カ) 生活環境影響調査に関する書類
- a (略)
- b 環境調査の実施計画書
- (a)～(c) (略)
- (d) 現況の測定においては、既存施設の稼働条件に留意するよう指導すること (環境負荷が最大となる条件での稼働、その記録等)。

# 対 照 表

改 正 後
<p>(b) 保管設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面（縮尺、寸法、平坦部と法面部の区別、断面位置）</li> <li>・断面（寸法、法面勾配）</li> <li>・保管面積及び保管容量の算定結果（算定式）</li> <li>・<u>保管容量の算定が可能な寸法等が示され、適切に断面を設定していること（両翼壁の延長が異なる場合には法面の方向に対して直角方向に断面を設定等）及び必要な法面勾配が確認できる平面の断面位置が示されていることを確認すること。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管設備は<u>産業廃棄物の飛散流出等</u>のおそれがなく、適切に管理できる構造となっていることを確認すること。飛散流出のおそれなく適切に管理できる構造とは、<u>例えば別紙 13 のような場合</u>が考えられる。</li> <li>・保管設備については、直接、囲いに廃棄物の荷重がかかる保管方法（バラ積み（室内）や野積み（屋外））である場合には、構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないことが説明され、妥当であることを確認すること。</li> </ul> <p>(ウ) <u>産業廃棄物処理施設</u>の付近の見取図（案内図）  <u>産業廃棄物処理施設</u>への現地調査等が可能なよう、目印となる交差点や建物等を明記させること。</p> <p>(エ) 処理工程図</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 処理工程図は、施設配置図、平面図等と整合していること（各設備の連結、途中投入、途中排出が確認できることを含む。）を確認すること。</p> <p>(オ) <u>産業廃棄物処理施設</u>の構造を明らかにする設計計算書</p> <p>a 中核設備について、設備の製造メーカーの能力計算において用いられた数値等の根拠資料、計算方法が適切であること及び添付書類により、係数、かさ比重、回転数等（環境省の換算係数や客観的に妥当と判断される係数）の根拠が確認できる資料が添付されていることを確認すること。</p> <p>なお、実績等による係数の場合であって、<u>中核設備</u>の製造メーカーから根拠が示されない場合は、当該係数がどの様に設定されたものであり、適正なものである旨を示した資料の添付に代えて差し支えないこと。</p> <p>また、据付場所の設計により、自重、載荷荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対する構造耐力上安全であることが、軟弱地盤、地盤沈下のおそれのある場所、地質等を考慮して説明され、妥当であることを確認すること。</p> <p>b 排ガス及び排水処理施設が設けられている場合は、処理能力を確認できる資料を提出させ、<u>産業廃棄物処理施設</u>に対応したものであること、他法令の条件等を満たしていることを確認すること。</p> <p>(カ) 生活環境影響調査に関する書類</p> <p>a （略）</p> <p>b 環境調査の実施計画書</p> <p>(a)～(c) （略）</p> <p>(d) 現況の測定においては、<u>既存産業廃棄物処理施設</u>の稼働条件に留意するよう指導すること（環境負荷が最大となる条件での稼働、その記録等）。</p>

## 改 正 前

## (キ) 公図の写し、土地登記事項証明書等

- a 公図の写しは、当該許可に係る処理施設に関する土地を含むものとし、処理施設、建屋、敷地の位置を図示し、処理施設の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名を記載させること。
- b 土地登記事項証明書（登記簿謄本）は、当該許可に係る処理施設に関する土地に関するものとし、受付日から起算して3か月前の日以降に交付された原本を添付させ、公図写しと整合がとれていることを確認すること。なお、登記情報提供サービスにより提供された情報は受け付けることができないことに留意すること。
- c 土地所有権または使用権原を有することを証する書面は、当該許可に係る処理施設に関する土地について添付され、有効なものであることを確認すること。

## (ク) 技術管理者の確保を証する書類

- a 一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士の認定証の写し、実務経験を証する書類、その他省令第17条に規定のあるものを添付させること（有効期限なし）。  
なお、予定者の場合は一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講予定であることが確認できる書類を添付させること。  
また、認定証や講習の内容が、設置しようとする施設に対応しているものであることを確認すること。

## (ケ) 災害防止のための計画

- a 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関すること、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関すること、火災の発生防止に関すること、その他施設に係る災害防止に関することが記載されていることを確認すること。また、要綱及び廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月\_\_環境省廃棄物リサイクル対策部）を踏まえ、事故の際の措置（関係機関への連絡等を含む。）が適切に定められていることを確認すること。

## (コ) 処分方法を示した資料

- a 省令第11条第5項第1号から第2号の3までに該当する次の施設にて生ずる廃棄物について、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別、自家処分・委託処分の別、処分方法が示されていることを確認するとともに、委託処分を行う場合は、委託先の許可証を確認すること。有価物として処理する場合は、その旨が記載され、有価物としての規格、売却が可能であることを示す書類（売買契約書、実績がある場合は売買実績）を確認すること。

(a) (略)

(b) (略)

## エ 現地調査

- (ア) 必要に応じ、設置（変更）予定箇所の状況把握等のため、現地調査を行うこと。

## 第3-2-(3) 事務処理の流れ

ア・イ (略)

## ウ 事前協議終了通知の交付

- (ア) 決裁後、事前協議書提出者に事前協議終了通知及び受付印を押印した鑑の写しを、管轄健康福祉センターに通知の写し及び審査指示を行った場合は措置報告書を送付する。

## 第3-3 生活環境影響調査（県環境調査指針）

## 第3-3-(1) 受付時の確認事項

- ア 生活環境影響調査報告書は、第3-2-(2)ウ(カ)の実施計画書に基づいて実施されていることを確認し、生活環境影響調査の報告書を1部提出させること。

イ (略)

## 第3-3-(2) (略)

## 第3-3-(3) (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

- (キ) 公図の写し、土地登記事項証明書等
- a 公図の写しは、当該許可に係る産業廃棄物処理施設に関する土地を含むものとし、産業廃棄物処理施設（保管設備を含む。）、建屋、敷地の位置を図示し、産業廃棄物処理施設が設置されている場所の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名を記載させること。
- b 土地登記事項証明書（登記簿謄本）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設に関する土地に関するものとし、受付日から起算して3か月前の日以降に交付された原本を添付させ、公図写しと整合がとれていることを確認すること。なお、登記情報提供サービスにより提供された情報は受け付けることができないことに留意すること。
- c 土地所有権又は使用権原を有することを証する書面は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設に関する土地について添付され、有効なものであることを確認すること。
- (ク) 技術管理者の確保を証する書類
- 一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士の認定証の写し、実務経験を証する書類、その他省令第17条に規定のあるものを添付させること（有効期限なし）。
- なお、予定者の場合は一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講予定であることが確認できる書類を添付させること。
- また、認定証や講習の内容が、設置しようとする産業廃棄物処理施設に対応しているものであることを確認すること。
- (ケ) 災害防止のための計画
- 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関すること、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関すること、火災の発生の防止に関すること、その他産業廃棄物処理施設に係る災害防止に関することが記載されていることを確認すること。また、要綱及び廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月環境省廃棄物リサイクル対策部）を踏まえ、事故の際の措置（関係機関への連絡等を含む。）が適切に定められていることを確認すること。
- (コ) 処分方法を示した資料
- 省令第11条第5項第1号から第2号の3までに該当する次の産業廃棄物処理施設にて生ずる廃棄物について、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別、自家処分・委託処分の別、処分方法が示されていることを確認するとともに、委託処分を行う場合は、委託先の許可証の写しを添付させること。有価物として処理する場合は、その旨が記載され、有価物としての規格、売却が可能であることを示す書類（売買契約書、実績がある場合は売買実績）を添付させること。
- a (略)
- b (略)
- エ 現地調査
- 必要に応じ、設置（変更）予定箇所の状況把握等のため、現地調査を行うこと。
- 第3-2-(3) 事務処理の流れ**
- ア・イ (略)
- ウ 事前協議終了通知の交付
- 決裁後、事前協議書提出者に事前協議終了通知及び受付印を押印した鑑の写しを、管轄健康福祉センターに通知の写し及び審査指示を行った場合は措置報告書を送付する。
- 第3-3 生活環境影響調査（県環境調査指針）**
- 第3-3-(1) 受付時の確認事項**
- ア 生活環境影響調査は、第3-2-(2)ウ(カ)bの実施計画書に基づいて実施されていることを確認し、生活環境影響調査の報告書を1部提出させること。
- イ (略)
- 第3-3-(2) (略)**
- 第3-3-(3) (略)**

## 改 正 前

## 第3-4 条例手続（条例第20条～第26条）

第3-2 事前協議の例によるもののほか、以下のとおりとする。

## 第3-4-(1) 受付時の確認事項

ア・イ （略）

ウ 添付書類は別紙3の提出書類一覧表の順に並べられ、当該添付書類には番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

エ～カ （略）

キ 事業計画書提出者に次の事項を説明し、事務処理に係る日数及び事業計画書提出者の予定を踏まえて縦覧日程候補日を事業計画書提出者と調整すること。なお、説明会開催計画書が事業計画書提出者より提出された時点で、鑑を除いた副本1部は当該事業計画書提出者に返却すること。

(ア) （略）

(イ) 住民説明会の開催にあたっては、開催予定日の1週間前までに説明会開催に関する公告を行うこと。

(ウ)・(エ) （略）

ク 説明会開催計画書の受付においては、条例規則第24条第2項に規定する添付書類が揃っており、内容が妥当であることを確認すること。なお、説明会開催計画書は、事業計画書の決裁終了後（事業計画書の内容が定まってから）でなければ受け付けることができないことに留意すること。

ケ～サ （略）

シ 条例第24条による事業計画書を提出後に事業所の記載事項を変更する場合の条例規則様式第13号の事業計画書記載事項変更書の提出は、事業計画書の市町、管轄健康福祉センター送付手続後から許可申請書受付までに変更が生じた場合が該当となる。相談等があった場合は、事業計画書記載事項変更書を事業計画書と同様に提出するよう指導し、提出後は、事業計画書の手続と同様に実施すること（条例規則第17条に該当する場合を除く）。

ス 許可申請書受付までに事業を廃止したときは、速やかに条例規則様式第14号による事業計画廃止書3部（正本1部及び副本1部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。

セ 事業計画書提出者が事業計画書の鑑等の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は事業計画書提出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

## 第3-4-(2) 審査における留意事項

ア 事業計画書（条例規則様式第8号、第9号）

(ア) （略）

(イ) 「産業廃棄物処理施設等の設置場所」は、ベルトコンベアやブロワー等の付帯設備の設置場所は含まず、中核設備の設置場所のみが字名を含めて記載されていること。

(ロ) 「生活環境保全のための措置」については、第3-3と整合しており、環境保全設備が複数ある場合は、それぞれについて記載するとともに、建屋や保管設備等についても記載されていること。

(ハ) 「位置」には、「別紙施設配置図のとおり」等と記載し、図面により施設の設置位置が示されていること。

(ニ) 「構造及び設備」は、「別紙構造を明らかにする平面図・立面図・断面図及び構造図のとおり」等と記載し、図面により示されていること。

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第 3-4 条例手続（条例第 20 条～第 26 条）

第 3-2 の例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第 3-4-(1) 受付時の確認事項

ア・イ （略）

ウ 添付書類は別紙 3 の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

エ～カ （略）

キ 事業計画書提出者に次の事項を説明し、事務処理に係る日数及び事業計画書提出者の予定を踏まえて縦覧日程候補日を事業計画書提出者と調整すること。なお、説明会開催計画書が事業計画書提出者から提出された時点で、鑑を除いた副本 1 部は事業計画書提出者に返却すること。

(ア) （略）

(イ) 住民説明会の開催に当たっては、開催予定日の 1 週間前までに説明会開催に関する公告を行うこと。

(ウ)・(エ) （略）

ク 説明会開催計画書の受付においては、条例規則第 24 条第 2 項に規定する添付書類が揃っており、内容が妥当であることを確認すること。なお、説明会開催計画書は、事業計画書の決裁後（事業計画書の内容が定まってから）でなければ受け付けることができないことに留意すること。

ケ～サ （略）

シ 条例第 24 条による事業計画書を提出後に事業計画書の記載事項を変更する場合の条例規則様式第 13 号の事業計画書記載事項変更書の提出は、事業計画書の市町、管轄健康福祉センター送付手続後から許可申請書受付までに変更が生じた場合が該当となる。相談等があった場合は、事業計画書記載事項変更書を事業計画書と同様に提出するよう指導し、提出後は、事業計画書の手続と同様に実施すること（条例規則第 17 条に該当する場合を除く。）。

ス 許可申請書受付までに事業を廃止したときは、速やかに条例規則様式第 14 号による事業計画廃止書 3 部（正本 1 部及び副本 2 部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本 1 部は提出時に事業計画書提出者に返却すること。

セ 事業計画書提出者が郵送による事業計画書の鑑等の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は事業計画書提出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

#### 第 3-4-(2) 審査における留意事項

ア 事業計画書（条例規則様式第 8 号、第 9 号）

(ア) （略）

(イ) 「生活環境保全のための措置」については、第 3-3 と整合しており、環境保全設備が複数ある場合は、それぞれについて記載するとともに、建屋や保管設備等についても記載されていること。

(ロ) 「位置」には、「別紙施設配置図のとおり」等と記載し、添付書類の施設配置図により産業廃棄物処理施設の設置位置が示されていること。

(ハ) 「構造及び設備」は、「別紙構造を明らかにする平面図・立面図・断面図及び構造図のとおり」等と記載し、添付書類の施設構造図により示されていること。

(ニ) 「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」は、定常運転を行った際の設計計算値が記載されていること。排ガス、放流水のない施設についても騒音、振動等について記載されていること（別添生活環境影響調査報告書のとおり等）。

(ホ) 「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」について、施設周辺の生活環境の保全を考慮した上で自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等が記載されていること。（別添生活環境影響調査報告書のとおり等）

## 改 正 前

(カ) 「その他構造等に関する事項」及び「その他維持管理に関する事項」に記載されている内容が、法に定める構造基準及び維持管理基準を満たしていることを確認すること。

## イ 添付書類

(ア) 施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査は、第3-3と同じものであることを確認すること。変更している場合は、その内容について説明した文書の提出を受け、事前協議手続の再実施の必要性を確認すること。

## ウ 説明会開催計画書

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 説明会開催時間は、関係者が出席しやすいよう配慮されているか確認すること。

(エ) (略)

(オ) 開催場所は、事業計画書提出者の関係者が出席しやすい場所に選定されているかを確認すること。

(カ)・(キ) (略)

## エ・オ (略)

## カ 事業計画書記載事項変更書

(ア) 事業計画書と同様に確認すること。

## キ 事業計画廃止書

(ア) 記載事項が適切であるか確認すること。

## ク 見解書

(ア) 意見に対して説明及び資料により十分に見解が示されていることを確認すること。

## 第3-4-(3) 事務処理の流れ

## ア 管轄健康福祉センター及び市町への送付、縦覧の公告

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 意見書は、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて受け付ける。管轄健康福祉センターにて受け付けした場合は、その都度廃棄物リサイクル課に送付する。

(エ) (略)

(オ) 意見の提出がなかった場合は、廃棄物リサイクル課は、事業計画書提出者に次の手続に進むことができる旨を連絡する(終了通知書等は交付しない)。

## イ 説明会開催、事業計画廃止等

(ア) 説明会開催計画書、説明会開催報告書、説明会開催不能届出書、事業計画廃止書の決裁の上受理し、副本1部を管轄健康福祉センターに送付すること。

## ウ 鑑の返却

(ア) 受付時に提出された事業計画書、説明会開催計画書、説明会開催報告書、説明会開催不能届出書、事業計画廃止書、見解書の鑑はそれぞれの決裁が終わったごとに事業計画書提出者に返却すること。

## 第3-5 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請

第3-3及び第3-4 条例手続の例によるもののほか、以下のとおりとする。

## 第3-5-(1) 受付時の確認事項

ア 事前協議の終了通知から2年以内の申請であることを確認すること。当該終了通知から申請まで2年以上経過している場合は、改めて事前協議の手続を実施させるか、2年以上経過したその背景、理由等を記載した書類を提出させ、当該手続を実施する必要が無いことを確認後に受け付けること。確認にあつては、事前協議内容との相違について留意すること。

## イ～カ (略)

キ 変更許可申請にあたっては、処理施設や事業者情報が直近の許可状態と不整合がないか確認し、相違がある場合は、あらかじめ軽微変更届等の手続を適切に行うよう指導すること。

ク 申請者が産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の交付及び鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒(送料は申請者が負担)を提出させること(信書の取扱いが可能な手段によること)。

# 対 照 表

改 正 後	
(ホ)	「その他構造等に関する事項」及び「その他維持管理に関する事項」は、「別添構造計画書のとおり」及び「別添維持管理計画書のとおり」等と記載し、事前協議書に添付した第3-2-(2)イ(イ)fの計画が添付されていること。
イ	添付書類 産業廃棄物処理施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類は、第3-3と同じものであることを確認すること。変更している場合は、その内容について説明した文書の提出を受け、事前協議手続の再実施の必要性を確認すること。
ウ	説明会開催計画書 (ア)・(イ) (略) (ウ) 説明会開催時間は、 <u>条例第21条に規定する関係住民</u> が出席しやすいよう配慮されているか確認すること。 (エ) (略) (オ) 開催場所は、 <u>条例第21条に規定する関係住民</u> が出席しやすい場所に選定されているかを確認すること。 (カ)・(キ) (略)
エ・オ	(略)
カ	事業計画書記載事項変更書 事業計画書と同様に確認すること。
キ	事業計画廃止書 記載事項が適切であるか確認すること。
ク	見解書 意見に対して説明及び資料により十分に見解が示されていることを確認すること。
<b>第3-4-(3) 事務処理の流れ</b>	
ア	管轄健康福祉センター及び市町への送付、縦覧の公告 (ア)・(イ) (略) (ウ) 意見書は、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて受け付ける。管轄健康福祉センターにて <u>受け付けた場合は</u> 、その都度廃棄物リサイクル課に送付する。 (エ) (略) (オ) 意見の提出がなかった場合は、廃棄物リサイクル課は、事業計画書提出者に次の手続に進むことができる旨を連絡する（終了通知書等は交付しない。）。
イ	説明会開催、事業計画廃止等 説明会開催計画書、説明会開催報告書、説明会開催不能届出書、 <u>事業計画廃止書</u> を <u>決裁の上</u> 受理し、副本1部を管轄健康福祉センターに送付すること。
ウ	鑑の返却 受付時に提出された事業計画書、説明会開催計画書、説明会開催報告書、説明会開催不能届出書、事業計画廃止書、見解書の鑑はそれぞれの <u>決裁後</u> に事業計画書提出者に返却すること。
<b>第3-5 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請</b> 第3-3及び第3-4の例によるもののほか、以下のとおりとする。	
<b>第3-5-(1) 受付時の確認事項</b>	
ア	事前協議の終了通知から2年以内の申請であることを確認すること。当該終了通知から申請まで2年以上経過している場合は、改めて事前協議の手続を実施させるか、2年以上経過したその背景、理由等を記載した書類を提出させ、当該手続を実施する <u>必要がない</u> ことを確認後に受け付けること。確認にあつては、事前協議内容との相違について留意すること。
イ～カ	(略)
キ	変更許可申請に <u>当たっては</u> 、 <u>産業廃棄物処理施設</u> や事業者情報が直近の許可状態と不整合がないか確認し、相違がある場合は、あらかじめ <u>軽微な変更等</u> の手続を適切に行うよう指導すること。
ク	申請者が <u>郵送による産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の交付及び鑑の返却</u> を希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

## 改 正 前

## 第 3 - 5 - (2) 審査における留意事項

## ア 許可申請書鑑

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 添付書類は別紙 4 の提出書類一覧表の順に並べられ、当該添付書類には番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

(エ) 焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法にあつては、第 3 - 2 - (2) ウ(コ)添付書類の処分方法を示した資料によること。

## イ 添付書類

(ア) 処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類は、一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士の認定証の写し、実務経験を証する書類その他省令第 17 条に規定のあるものであることを証する書類であり(有効期限なし)、当該認定証や講習の内容が、設置しようとする施設に対応しているものであることを確認すること。(イ) 様式第 2 号による処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、当該施設の運転(生じる廃棄物等の処理を含む)に必要な費用を想定しており、適切であることを確認すること。

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 住民票の写しについては、以下により取り扱うこと(以下、住民票写しについて同じ。)

a (略)

b 海外在住を理由に住民票の写しを提出できない場合は、住民票の写しの代わりに次に掲げる書類のいずれかを添付させること。

(a)・(b) (略)

(キ) (略)

(ク) 申請者、法定代理人、役員、出資者等、使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類(以下、「登記されていないことの証明書等」という。)は、以下のとおり取り扱うこと。

a 登記されていないことの証明書

(a) 氏名、生年月日及び住所又は本籍が記載されていること。

b (略)

b 医師の診断書

(a) 次の内容が記載され、診断した医師の署名が行なわれていること。

・ 被診断者の氏名、生年月日、住所

・ 「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者に該当しない。」旨の診断結果

・ 発行日

・ 診断した医療機関名及び住所

・ 医師であること、診断した医師の氏名

(b) 記載されている被診断者の氏名、生年月日、住所が住民票と社会通念上、同一であること。

(c)・(d) (略)

(ケ) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面には、申請者の押印は求めないものであること。

(コ) 処理施設設置に伴う生活環境影響調査は、第 3 - 3 で確認した環境影響調査報告書と同一であることを確認すること。

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第3-5-(2) 審査における留意事項

#### ア 許可申請書鑑

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 添付書類は別紙4の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

(エ) 焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法にあっては、第3-2-(2)ウ(コ)処分方法を示した資料によること。

#### イ 添付書類

(ア) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類は、様式第9号とし、一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士の認定証の写し、実務経験を証する書類その他省令第17条に規定のある者であることを証する書類(有効期限なし)を添付させ、当該認定証や講習の内容が、設置しようとする産業廃棄物処理施設に対応しているものであることを確認すること。

(イ) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類にあっては、様式第2号とし、第3-2-(2)イ(イ)eに留意すること。

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 住民票の写しについては、以下により取り扱うこと(以下、住民票写しについて同じ。)

a (略)

b 海外在住を理由に住民票の写しを提出できない場合は、住民票の写しの代わりに次に掲げる書類のいずれかを添付させること。

(a)・(b) (略)

(キ) (略)

(ク) 申請者、法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下、法定代理人について同じ。)、役員、出資者等、使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類(以下「登記されていないことの証明書等」という。)は、以下のとおり取り扱うこと。

a 登記されていないことの証明書

氏名、生年月日及び住所又は本籍が記載されていること。

b (略)

c 医師の診断書

(a) 次の内容が記載され、診断した医師の署名が行なわれていること。

・ 被診断者の氏名、生年月日及び住所

・ 「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者に該当しない。」旨の診断結果

・ 発行日

・ 診断した医療機関名及び住所

・ 医師であること、診断した医師の氏名

(b) 記載されている被診断者の氏名、生年月日及び住所が住民票と社会通念上、同一であること。

(c)・(d) (略)

(ケ) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面には、申請者の押印は求めないこと。

(コ) 生活環境に及ぼす影響についての結果を記載した書類は、第3-3で確認した環境影響調査の報告書と同一であることを確認すること。第3-1-(3)イに規定する手続の省略があった場合、事前に提出した様式第1号を添付すること。

改 正 前

(サ) 変更の場合にあつては、様式第4号により作成した許可・届出等に関する経過表を添付させること。当該書類には許可（通知・提出）年月日、申請・届出の種類、許可番号等を記載させ、当該書類が台帳（必要に応じて各申請書等の正本）と整合していることを確認すること。なお、変更又は軽微変更にあつては、申請・届出の欄に変更の内容を付記させること。

(シ) 変更の場合にあつては、設置（変更）許可証の写しを添付させること（合併・分割許可証の添付は要しない）。なお、前回の許可後から内容に変更が生じている場合には廃棄物リサイクル課の受付印のある軽微変更等届出書の写しを添付させること。

**第3-5-(3) 事務処理の流れ**

ア 受付後、すみやかに第8により欠格照会を行うこと。

イ (略)

**第3-6 産業廃棄物処理施設使用前検査**

**第3-6-(1) 受付時の確認事項**

ア 施設が設置され、使用前検査が受検できる準備が整っていることを確認の上受け付けること。

イ～エ (略)

オ 必要事項が適切に記載されていること、条例手続（事業計画書）、設置許可（変更）申請書と相違がないことを確認し、受け付けること。相違がある場合は、必要な手続を指導すること。なお、必要な手続とは相違の内容に応じ、例えば以下のようなことが考えられ、事前協議からやり直す場合は、不適合の使用前検査結果通知書を申請者に交付し、改めて変更の事前協議申請書を提出するよう指導すること。

保管設備の状況が相違（保管設備の寸法が異なる等） 軽微変更等届出書

施設の設置場所が相違 事前協議又は再度設置工事

事前協議等を省略した場合であつて生活環境への影響が増大 事前協議

カ (略)

キ 申請者が使用前検査確認通知書の交付及び副本の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

**3-6-(2) 審査における留意事項**

ア 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

(ア) 許可の年月日及び許可番号が、添付された許可証の写しと整合していること確認し、台帳等により対象施設に矛盾がないことを確認すること。

(イ) 使用開始予定年月日には、使用前検査受検後、廃棄物リサイクル課から適合している旨の使用前検査確認通知書が交付されてから使用可能となることを加味して記載されていることを確認すること。

(ウ) (略)

イ 添付書類

(ア) 竣功後の施設構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付させ、図面及び現地に設置された施設と整合していることを確認すること。

(イ) 竣功写真は、施設の全景、許可申請に係わる処理施設（銘板含む）及び保管設備が撮影され、施設名称が記載されていること。

(ウ) 許可後に当該施設の構造を変更している場合は、設置（変更）許可証の写しに加え、当該変更に係る軽微変更届（廃棄物リサイクル課の受付印のあるもの）の写しを添付させること。

# 対 照 表

## 改 正 後

(㊦) 変更許可申請の場合にあつては、様式第4号により作成した許可・届出等に関する経過表を添付させること。当該書類には許可（通知・提出）年月日、申請・届出の種類、許可番号等を記載させ、当該書類が台帳（必要に応じて各申請書等の正本）と整合していることを確認すること。なお、変更許可申請及び軽微変更等届出にあつては、申請・届出の欄に変更の内容を付記させること。

(㊧) 変更許可申請の場合にあつては、現状の設置（変更）許可証の写しを添付させること（合併・分割許可証の添付は要しない）。なお、前回の許可後から内容に変更が生じている場合には廃棄物リサイクル課の受付印のある軽微変更等届出書の写しを添付させること。

### 第3-5-(3) 事務処理の流れ

ア 受付後、速やかに第8により欠格照会を行うこと。

イ （略）

### 第3-6 産業廃棄物処理施設使用前検査

#### 第3-6-(1) 受付時の確認事項

ア 産業廃棄物処理施設が設置され、使用前検査が受検できる準備が整っていることを確認の上受け付けること。

イ～エ （略）

オ 必要事項が適切に記載されていること、設置（変更）許可申請書と相違がないことを確認し、受け付けること。相違がある場合は、必要な手続を指導すること。なお、必要な手続とは、相違の内容に応じ、例えば以下のようなことが考えられ、変更許可を受ける必要がある場合は、不適合の使用前検査結果通知書を申請者に交付し、必要な手続を行うよう指導すること。

・付帯設備の状況が相違（保管設備の寸法が異なる等） 軽微変更等届出書

・中核設備の設置場所が相違 事前協議又は再度設置工事

・事前協議等を省略した場合であつて生活環境への影響が増大 事前協議

カ （略）

キ 申請者が郵送による適合している旨の使用前検査確認通知書の交付及び鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

ク 立入検査時の生活環境の測定について、測定の内容（測定項目、測定箇所、処理する品目等）を確認すること。

ケ 立入検査日程を調整すること。

#### 第3-6-(2) 審査における留意事項

ア 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

(㊦) 許可の年月日及び許可番号が、添付された許可証の写しと整合していることを確認し、台帳等により対象施設に矛盾がないことを確認すること。

(イ) 使用開始予定年月日は、使用前検査受検後、廃棄物リサイクル課から適合している旨の使用前検査確認通知書が交付されてから使用可能となることを加味して記載されていることを確認すること。

(㊧) （略）

イ 添付書類

(㊦) しゅん功後の産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付させ、図面及び現地に設置された産業廃棄物処理施設と整合していることを確認すること。

(イ) しゅん功写真は、産業廃棄物処理施設の全景、許可申請に係る産業廃棄物処理施設（銘板を含む）及び保管設備が撮影され、設備の名称が記載されていること。

(㊧) 許可後に当該産業廃棄物処理施設の構造を変更している場合は、設置（変更）許可証の写しに加え、当該変更に係る軽微変更等届出書（廃棄物リサイクル課の受付印のあるもの）の写しを添付させること。

## 改 正 前

## ウ 立入検査

(ア) 現地にて、施設の型番及び設置位置、保管設備の構造、処理工程、処理方式等が申請どおりであることを確認すること。

申請と相違があった場合は、第3-6-(1)オに準じて対応し、軽微変更届の手続により対応する場合は、提出書類を差し替えるとともに軽微変更届の提出をもって確認通知書の決裁手続を行うこと。施設等の改善が必要な場合は、改善後の写真等を提出させるか、再度立入検査を行い、改善を確認すること。事前協議、条例手続、設置(変更)許可申請の手続が必要な場合は、申請書に記載した設置に関する計画書に不適合とすること。

(イ) 生活環境の測定が適切に行われていることを確認し、計量証明等を提出させ、生活環境調査の結果と比較するとともに規制基準値以内となっているか、確認すること。ただし、規制基準値を上回ることがないことが明らかな場合は、使用前検査時の測定を省略することも可能とすること。

(ウ) (略)

## 第3-6-(3) 事務処理の流れ

ア 書類、立入検査、生活環境の測定結果の報告後、確認通知書が決裁となった場合、申請者に使用前検査確認通知書及び受付印を押印した使用前検査申請書鑑を送付し、管轄健康福祉センターに副本1部を送付すること。

イ (略)

## 第3-7 軽微変更届

## 第3-7-(1) 受付時の確認事項

ア～エ (略)

オ 構造に関する軽微変更届を提出する場合には、変更内容により変更許可が必要となる場合があるため、別紙7による説明資料が提出され、適切であることを確認すること。なお、第3-1-(3)イに留意し、変更許可が必要な変更の場合は、直ちに処理施設の使用停止を指示すること。

カ・キ (略)

ク 処理業の許可においても手続が必要な変更においては、管轄健康福祉センターに処分業等の変更届を提出するよう指導すること。

ケ～ス (略)

セ 同時に複数の申請若しくは届出を行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。ただし、処理業許可の変更届を同時に行う場合にあっては、当該処理業許可の添付書類は省略することができないことに留意すること。

第3-7-(2) (略)

## 第3-7-(3) 事務処理の流れ

ア 役員、出資者、使用人の変更の場合は、届出を受付後速やかに、第8により欠格照会を行うこと。

イ (略)

## 第3-8 合併・分割認可申請

第3-2から第3-6までの例によるもののほか、以下のとおりとする。

## 第3-8-(1) 受付時の確認事項

ア～エ (略)

オ 申請書鑑の「⑤合併又は分割の方法及び条件」、様式第4号許可・届出等に関する経過表、合併又は分割契約書の写し、において、合併(分割)の日、使用目的及び中核設備等を含む全ての処理施設が、合併(分割)の日以降、事業を継承する法人による所有権又は使用権原がある状態となること、当該許可に関する許認可の経過等の引継ぎが適切に行われ、構造等及び維持管理計画が変更されないことを確認すること。変更される場合は、変更許可申請、軽微変更届の提出及び施設稼働の継続について確認すること。

# 対 照 表

## 改 正 後

### ウ 立入検査

(ア) 現地にて、各設備の型番及び設置位置、保管設備の構造、処理工程、処理方式等が申請どおりであることを確認すること。

申請と相違があった場合は、第3-6-(1)オに準じて対応し、軽微な変更の手続により対応する場合は、提出書類を差し替えるとともに軽微変更等届出書の提出をもって確認通知書の決裁手続を行うこと。施設等の改善が必要な場合は、改善後の写真等を提出させるか、再度立入検査を行い、改善を確認すること。変更許可を受ける必要がある場合は、申請書に記載した設置に関する計画書に不適合とすること。

(イ) 生活環境の測定が適切に行われていることを確認し、計量証明等を提出させ、生活環境調査の結果と比較するとともに環境保全のため達成することとした数値以内となっているか確認すること。ただし、環境保全のため達成することとした数値を上回ることがないことが明らかな場合は、使用前検査時の測定を省略することも可能とすること。

(ウ) (略)

### 第3-6-(3) 事務処理の流れ

ア 書類提出、立入検査及び生活環境の測定結果の報告後、確認通知書の決裁を行い、申請者に適合している旨の使用前検査確認通知書(様式第8号)又は不適合の使用前検査結果通知書及び受付印を押印した使用前検査申請書鑑を送付し、管轄健康福祉センターに副本1部を送付すること。

イ (略)

### 第3-7 軽微変更等届出

#### 第3-7-(1) 受付時の確認事項

ア～エ (略)

オ 構造に関する変更を行う場合においては、変更内容により変更許可が必要となる場合があるため、別紙7による説明資料を提出させ、変更許可に該当しないことを確認すること。なお、第3-1-(3)イに留意し、変更許可が必要な変更の場合は、直ちに産業廃棄物処理施設の使用停止を指示すること。

カ・キ (略)

ク 処理業の許可においても手続が必要な変更においては、管轄健康福祉センターに産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書又は特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書を提出するよう指導すること。

ケ～ス (略)

セ 同時に複数の申請又は届出を行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。ただし、処理業の変更届を同時に行う場合にあっては、当該処理業許可の添付書類は省略することができないことに留意すること。

ソ 添付書類のうち、内容に変更があるものについては、変更前後の書類を添付させること。

#### 第3-7-(2) (略)

#### 第3-7-(3) 事務処理の流れ

ア 法定代理人、役員、出資者、使用人の変更の場合は、届出を受付後速やかに、第8により欠格照会を行うこと。

イ (略)

### 第3-8 合併・分割認可申請

第3-2から第3-6までの例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第3-8-(1) 受付時の確認事項

ア～エ (略)

オ 申請書鑑の「⑤合併又は分割の方法及び条件」、様式第4号許可・届出等に関する経過表、合併又は分割契約書の写し、において、合併(分割)の日、使用目的及び中核設備等を含む全ての処理施設が、合併(分割)の日以降、事業を継承する法人による所有権又は使用権原がある状態となること、当該許可に関する許認可の経過等の引継ぎが適切に行われ、構造等及び維持管理計画が変更されないことを確認すること。変更される場合は、変更許可申請、軽微変更等届出書の提出及び施設稼働の継続について確認すること。

改 正 前

カ 知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。

キ 申請者が合併（分割）認可通知書の交付及び合併（分割）認可申請書鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

第3-8-(2)・第3-8-(3) (略)

第3-9 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請

第3-9-(1) 受付時の確認事項

ア～オ (略)

カ 知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。

キ 申請者が譲受け（借受け）許可証の交付及び譲受け（借受け）許可申請書鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

第3-9-(2) 審査における留意事項

ア (略)

イ 譲受け（借受け）の事実等を確認するため、譲受け（借受け）の協議事項が分かる書類を添付させ、譲渡（貸借）する日、使用目的及び中核設備等を含む全ての処理施設を記載させ、譲受け（借受け）の日以降、譲受け（借受け）る者による所有権又は使用権原がある状態となること、構造等及び維持管理計画が変更されないことを確認すること。

ウ (略)

第3-9-(3) 事務処理の流れ

ア (略)

イ 決裁後、申請者に対し様式第7号の譲受け（借受け）認可通知書（許可番号は受付番号とする。）及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに対し産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）認可通知書の写し及び副本1部を送付する。

ウ 借り受ける期間に期限がある場合には、台帳にその旨記載すること。

エ 申請者に産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）認可通知書を交付する際には、当該申請者に対して、細則第21条に基づく産業廃棄物処理実績報告書（細則様式第24号）を毎年6月30日までに提出するよう周知すること。

第4 法第15条第1項に規定する施設（政令第7条の2に規定する施設に限る。）の設置等

第4-1 相談

(1)～(2) (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

カ 同時に複数の申請又は届出を行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。

キ 申請者が郵送による合併（分割）認可通知書の交付及び鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

第3-8-(2)・第3-8-(3) (略)

### 第3-9 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請

#### 第3-9-(1) 受付時の確認事項

ア～オ (略)

カ 同時に複数の申請又は届出を行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第5号の添付書類省略理由書を添付させること。

キ 申請者が郵送による譲受け（借受け）許可証の交付及び鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

#### 第3-9-(2) 審査における留意事項

ア (略)

イ 譲受け（借受け）の事実等を確認するため、譲受け（借受け）の協議事項が分かる書類を添付させ、譲渡（貸借）する日、使用目的及び中核設備等を含む全ての処理施設を記載させ、譲受け（借受け）の日以降、譲受け（借受け）る者による所有権又は使用権原がある状態となること、構造等及び維持管理計画が変更されないことを確認すること。

ウ (略)

#### 第3-9-(3) 事務処理の流れ

ア (略)

イ 決裁後、申請者に対し様式第7号の譲受け（借受け）許可通知書（許可番号は受付番号とする。）及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに対し産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可通知書の写し及び副本1部を送付する。

ウ 借り受ける期間に期限がある場合には、台帳にその旨を記載すること。

エ 申請者に産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可通知書を交付する際には、当該申請者に対して、細則第21条に基づく産業廃棄物処理実績報告書（細則様式第24号）を毎年6月30日までに提出するよう周知すること。

### 第3-10 相続の届出

#### 第3-10-(1) 受付時の確認事項

ア 省令様式第28号の相続届出書、別紙14に示す添付書類、届出者がチェックした別紙14の書類が添付されていることを確認すること。

イ 添付書類は別紙14の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

ウ 提出書類3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させること。

エ 返信用封筒（送料は届出者が負担）を同封する場合は郵送での提出を認める（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

オ 届出の内容が台帳に記載された情報と一致しているかを確認してから届出を受け付けること。

#### 第3-10-(2) 事務処理の流れ

第3-7-(3)の例による。

### 第4 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）の設置等

#### 第4-1 相談

(1)～(2) (略)

改 正 前

- (3) 変更許可手続を行うにあたって、生活環境への影響が増大しない場合には条例手続を省略することが可能である。事業者が手続の省略を希望する場合は、様式第1号を提出させ、確認すること。

なお、生活環境への影響が増大しないとは、規制基準値等にかかわらず現況施設の稼働時と比べて変更する施設の稼働時の生活環境への影響（騒音や振動等）の予測値が増えない又は低減される状態を指す。

第4-2 事前協議（要綱第16条～第21条）

第3-2 事前協議の例によるもののほか、以下のとおりとする。

第4-2-1 受付時の確認事項

- ア 提出書類4部（正本1部及び副本3部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。

第4-2-2 審査における留意事項

ア 最終処分場

- (ア) 最終処分場（付帯設備を含む）の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、処理施設の特徴を踏まえ、最終処分場基準省令、県最終処分場構造基準等の法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合し、立地が選定されていること、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされていること等について確認すること。

(イ) 事前協議書（要綱様式第1号）

a 事前協議書鑑

「産業廃棄物処理施設等の処理能力」は、ウ(ウ)の処理施設の構造を明らかにする設計計算書により算出した能力が記載されていることを確認すること。

b 別紙事業計画の概要

- (a) 「2 基本計画」のうち施設の種類には、令第7条第14号イからハまでの分類により、次の例により記載させること。

例：安定型最終処分場（令第7条第14号ロ）

管理型最終処分場（令第7条第14号ハ）

処理方式にはサンドイッチ式、セル式等の埋立方式を記載するとともに、区画を設けて埋め立てる場合はその旨を記載させること。

(b) (略)

- (c) 「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」及び「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」は、最終処分場の種類に応じて求められる全ての基準を記載し、設備がない等の場合は該当ない旨及びその理由等を記載させること。管理型及び安定型最終処分場については、参考様式が県ホームページに掲載されている。

基準に求められている全ての事項について、記載されており、その根拠が添付書類等にて把握できることを確認すること。

(ウ) 添付書類

a 施設配置図

- (a) 事業区域を明確にし、その中で事務所、管理棟、埋立地の位置を明記するとともに、展開場所、水処理施設、区域杭（事業区域及び埋立地）、最終処分場の立札、火気注意の立札（可燃性廃棄物の埋立地に限る）、覆土用土砂等置場等の付帯設備が記載されていることを確認すること。

- (b) 覆土用土砂等置場は、県最終処分場立地基準にて原則として最終処分場内に設ける事となっている。やむを得ず最終処分場外に保管する場合は、当該保管設備を示した書類を提出させるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法等の関係法令、県盛土等の規制に関する条例等についても確認していることに留意すること。

# 対 照 表

改 正 後
<p>(3) 変更許可手続を行うに<u>当たって、生活環境に及ぼす影響が増大しない場合には条例手続を省略することが可能である。事業者が手続の省略を希望する場合は、様式第1号を1部提出させ、確認すること。</u></p> <p>なお、生活環境に及ぼす影響が増大しないとは、規制基準値等にかかわらず現況の産業廃棄物処理施設の稼働時と比べて<u>変更後の産業廃棄物処理施設の稼働時の生活環境に及ぼす影響の予測値が増えない又は低減される状態を指す。</u></p> <p>(4) <u>加熱により分解する処理施設の場合、廃棄物処理基準等専門委員会（H15）の産業廃棄物焼却処理システムの技術上の基準について（案）の有機物の熱処理施設の類型化を参考に、焼却施設の該当性を判断すること。</u></p> <p><b>第4-2 事前協議（要綱第16条～第21条）</b>            第3-2の例によるもののほか、以下のとおりとする。</p> <p><b>第4-2-（1）受付時の確認事項</b>            提出書類4部（正本1部及び副本3部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。</p> <p><b>第4-2-（2）審査における留意事項</b>            ア 最終処分場</p> <p>(ア) 最終処分場（付帯設備を含む。）の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、最終処分場基準省令、県最終処分場構造基準等の法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合し、立地が選定されていること、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされていること等について確認すること。</p> <p>(イ) 事前協議書（要綱様式第1号）</p> <p>a 事前協議書鑑            「産業廃棄物処理施設等の処理能力」は、<u>ア(ウ)cの産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書により算出した能力（埋立地の面積及び埋立容量）が記載されていることを確認すること。</u></p> <p>b 別紙事業計画の概要</p> <p>(a) 「2 基本計画」のうち施設の種類には、<u>政令第7条第14号イからハまでの分類により、次の例により記載させること。</u>            例：安定型最終処分場（政令第7条第14号ロ）            管理型最終処分場（政令第7条第14号ハ）            処理方式にはサンドイッチ式、セル式等の埋立方式を記載するとともに、区画を設けて埋め立てる場合はその旨を記載させること。</p> <p>(b) （略）</p> <p>(c) 「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」のうち、<u>省令第12条の7の2に規定する維持管理の状況に関する情報にあつては、公表方法が記載されていること。</u></p> <p>(ウ) 添付書類</p> <p>a 施設配置図</p> <p>(a) <u>事業区域及び埋立区域を明確にし、付帯設備（「7 産業廃棄物処理施設等の構造等」で設置することとした設備及び「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」に必要な設備を含む（展開検査場所等）。）が記載されていることを確認すること。</u></p> <p>(b) 覆土用土砂等置場は、<u>県最終処分場立地基準にて原則として最終処分場内に設けることとなっている。やむを得ず最終処分場外に保管する場合は、当該保管設備を示した書類を提出させるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法等の関係法令、県盛土等の規制に関する条例等についても確認していることに留意すること。</u></p>

改 正 前

b 施設構造図

(a) 埋立地及び付帯設備について、平面図、縦横断面図、その他資料が添付されていることを確認すること。

(b) 平面図においては、事業区域、埋立区域、保安距離の他、周囲の囲い、門扉、丁張、基準高（4箇所以上：廃棄物の埋立高及び最終覆土高が常に判別できるよう、構造等により適切に配置すること）等の付帯設備が示されていることを確認すること。

・ 周囲の囲い、門扉、丁張、基準高については、構造や材質等を示した一般図を添付すること。

・ 付帯設備のうち、管理型最終処分場においては、保有水等集排水設備（管渠）、発生ガス排除設備、浸出液処理設備または貯留槽、遮水シート、耐水構造である調整池（最終処分場基準省令第1条第1項第5号ホ）が記載されており、各設備の詳細図及び遮水シートの仕様を示したカタログ等が添付されていることを確認すること。

・ 付帯設備のうち、安定型最終処分場においては、浸透水の採取設備及び地下水観測用井戸が記載されていることを確認すること。

(c) 縦横断面図においては、事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段を記載すること。適宜、図面を分け、凡例にて説明を付記する等、わかり易く明記されていることを確認すること。

(d) 事業区域における施設全体面積及び埋立区域における埋立面積を証する実測求積図が添付されていることを確認すること。

(e) 埋立計画においては、埋立方式、埋立順序（廃棄物層と覆土層を明示）、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立終了予定年月とともに、工期ごとの図面等により示され、埋立処分終了後の維持管理の内容が記載され、搬入路や廃棄物の種類等を踏まえ、適切に計画されていることを確認すること。

なお、埋立の途中でえん堤を築造する等の場合は、適切な時期（えん堤の竣功後、使用前）に、使用前検査を受検する旨が示されていることを確認すること。

c 処理施設の構造を明らかにする設計計算書

(a)～(b) (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

### b 施設構造図

- (a) 埋立地及び付帯設備について、平面図、構造図、縦横断面図（埋立地）、実測求積図（埋立地）、埋立計画（埋立地）、その他資料が添付されていることを確認すること。
- (b) 埋立地の平面図においては、事業区域、埋立区域、保安距離、施設配置図に記載した付帯設備及び基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、当該廃棄物の埋立位置が示されていることを確認すること。
- (c) 付帯設備においては、設置する下表の付帯設備が、最終処分場基準省令、県最終処分場構造基準及び県最終処分場維持管理基準に規定する基準を満たしていることが分かる構造図が添付され、下記に留意したものであることを確認すること。
- ・ 周囲の囲い、門扉、丁張、基準高については、構造や材質等を示した一般図であること。
  - ・ 遮水工において遮水シートを設置する場合は、遮水シートの仕様を示したカタログ等が添付されていること。
  - ・ 地下水観測用井戸及び浸透水採取設備においては、深度が分かる構造図が添付されており、地下水の流向並びに第一帯水層及び廃棄物層の深度等を踏まえて適切な位置及び深度であること。

最終処分場の区分	付帯設備
共通	地滑り防止工（沈下防止工）、立札、周囲の囲い、門扉（原則1箇所）、地表水集排水設備（小段排水工及び縦排水工を含む。）、消火設備（消火用ポンプ、貯水槽その他の防火設備）、地下水観測用井戸、基準高（4箇所以上）、丁張、区域杭、搬入路等、管理棟、覆土用土砂等置場
遮断型最終処分場	外周仕切設備、内部仕切設備
安定型最終処分場	擁壁等、埋立地内の雨水等排出設備、浸透水採取設備、その他の設備（飛散防止用設備、ねずみ等駆除設備）
管理型最終処分場	擁壁等、遮水工、地下水集排水設備（管渠等、堅固で耐久力のあるもの）、保有水等集排水設備（管渠等、堅固で耐久力のあるもの）、調整池（耐水構造）、浸出液処理設備、導水管等（凍結防止措置）、通気設備、その他の設備（飛散防止用設備、ねずみ等駆除設備）

- (d) 縦横断面図においては、事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段を記載すること。適宜、図面を分け、凡例にて説明を付記する等、分かりやすく明記されていることを確認すること。
- (e) 事業区域における施設全体面積及び埋立区域における埋立面積を証する実測求積図が添付されていることを確認すること。
- (f) 埋立計画においては、埋立方式、埋立順序（廃棄物層と覆土層を明示）、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立終了予定年月とともに、工期ごとの図面等により示され、埋立処分終了後の措置（維持管理を含む。）の内容が記載され、搬入路や廃棄物の種類等を踏まえ、適切に計画されていることを確認すること。
- なお、埋立の途中でえん堤を築造する等の場合は、適切な時期（えん堤のしゅん功後、使用前）に、使用前検査を受検する旨が示されていることを確認すること。

### c 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

- (a)～(b) (略)

改 正 前

- (c) 地滑り防止工又は沈下防止工の必要性について、埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等事業区域内全体において、次に留意して検討されていることを確認すること。
- ・ 埋立地の埋立前（使用前）の安定性（切土法面）、埋立終了後（廃止時）の安定性（盛土法面）
  - ・ 地下水集排水設備等、埋立地の下に設置する設備
  - ・ 覆土用土砂等置場
- 施工方法、必要となる覆土量、設置に伴う工事により発生する土砂量及びその保管方法に留意し、崩壊やそれに伴う流出防止措置が講じられていることを確認すること。
- (d) 廃棄物を埋め立て貯留する擁壁、えん堤その他の設備については、設計書及び安定計算書により、自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して、沈下、滑動、転倒等構造耐力上安全であることが示されていること。
- (f) 管理型最終処分場における保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備においては、次により最終処分場基準省令第1条第1項第5号ニからへまでに適合していることを確認すること。
- ・ 水処理に係る処理工程図は、埋め立てる廃棄物の種類や埋立作業によって定まる計画流入水質及び法令や放流先の水利用条件から定まる放流水質を設計条件として合理的な水処理工程とすること。
  - ・ 保有水等集排水設備の集水量、調整池の調整容量、浸出液処理設備の処理能力の算出にあつては、最寄りの雨量観測所の降雨量と埋立地の降雨量が一致しているか相関関係を確認したうえで、適切な降雨量により予測すること。また、近年の降雨量の増減の傾向を把握した上で、年平均の日降雨量を算出する年数（最低10年以上）を決定すること。
  - ・ 最終処分場の埋立が終了し、廃止後に、水処理施設を撤去可能となるよう設計されていることを確認すること（自然放流が可能等）。
- また、廃止後に撤去可能な施設（自然流下が可能な位置関係か等）を確認すること。
- (g) 変更許可申請に係る手続においては、現況、変更許可後の竣工時及び埋立終了時の構造等が把握できることを確認すること。また、現況から竣工の間に覆土や廃棄物の移動が生じる場合は、適切に処理されていることを説明させること。
- d 周囲の地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (a) 地下水の流向が示され（適宜、生活環境課に確認すること）、地質図（井戸の柱状図等）が添付されており、地下水採取井戸が流向、深度、地層（耐水層）等を踏まえて適切に設置されていることを確認すること。
- (b) 地質により、事業区域が安定である旨を示す際は、当該地質の性質を示すこと。
- e 利害関係者に対する情報提供の実施状況がわかる書類
- (a)・(b) (略)
- f (略)
- イ 焼却施設等最終処分場以外の施設
- (7) 事前協議書（要綱様式第1号）
- a 別紙事業計画の概要
- (a) 「2 基本計画」のうち、施設の種類には、令第7条、省令第12条の2に関する事項を次の例により記載させること。
- 例：廃油の焼却施設（電気炉）（令第7条第5号）等  
 廃プラスチック類の焼却施設（ガス化改質方式）（令第7条第8号）等
- (b) 「5 隣接地」について記載させること（要綱第14条第2項(3)）。記載においては、「4 計画地」に準じること。

# 対 照 表

改 正 後
<p>(c) 地滑り防止工又は沈下防止工の必要性について、埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等事業区域内全体において、次に留意して検討されていることを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立地の埋立前（使用前）の安定性（切土法面）、埋立終了後（廃止時）の安定性（盛土法面）</li> <li>・ 地下水集排水設備等、埋立地の下に設置する設備</li> <li>・ 覆土用土砂等置場</li> </ul> <p>施工方法、必要となる覆土量、設置に伴う工事により発生する土砂量及びその保管方法に留意し、崩壊やそれに伴う流出防止措置が講じられていることを確認すること。</p> <p><u>最終処分場外に覆土用土砂等置場を設ける場合、宅地造成及び特定盛土等規制法等の基準を満たしていることを確認すること。</u></p> <p>(d) <u>擁壁等については、設計書及び安定計算書により、自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して、沈下、滑動、転倒等構造耐力上安全であることが示されていること。安定計算が必要ない設備の場合は、根拠資料を添付すること。</u></p> <p>(e) 保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備においては、次により最終処分場基準省令第1条第1項第5号ニからへまでに適合していることを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水処理に係る処理工程図は、埋め立てる廃棄物の種類や埋立作業によって定まる計画流入水質及び法令や放流先の水利用条件から定まる放流水質を設計条件として合理的な水処理工程とすること。</li> <li>・ 保有水等集排水設備の集水量、調整池の調整容量、浸出液処理設備の処理能力の算出にあつては、最寄りの雨量観測所の降雨量と埋立地の降雨量が一致しているか相関関係を確認した上で、適切な降雨量により予測すること。また、近年の降雨量の増減の傾向を把握した上で、年平均の日降雨量を算出する年数（最低10年以上）を決定すること。</li> <li>・ 最終処分場の埋立が終了し、廃止後に、水処理施設を撤去可能となるよう設計されていることを確認すること（自然放流が可能等）。</li> </ul> <p>また、廃止後に撤去可能な施設（自然流下が可能な位置関係か等）を確認すること。</p> <p>(f) 変更許可申請に係る手続においては、現況、変更許可後のしゅん功時及び埋立終了時の構造等が把握できることを確認すること。また、現況からしゅん功の間に覆土や廃棄物の移動が生じる場合は、適切に処理されていることを説明させること。</p> <p>d 周囲の<u>地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</u></p> <p>(a) 地下水の流向が示され（適宜、生活環境課に確認すること）、地質図（井戸の柱状図等）が添付されており、地下水採取井戸が流向、深度、地層（帯水層）等を踏まえて適切に設置されていることを確認すること。</p> <p>(b) 地質により、事業区域が安定である旨を示す際は、当該地質や地形的特徴を示すこと。</p> <p>e 利害関係者に対する情報提供の実施状況が<u>分かる書類</u></p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>f (略)</p> <p>イ 焼却施設等最終処分場以外の<u>産業廃棄物処理施設</u></p> <p>(7) 事前協議書（要綱様式第1号） 別紙事業計画の概要は、以下によること。</p> <p>a 「2 基本計画」のうち、施設の種類には、<u>政令第7条及び省令第12条の2に関する事項を次の例により記載させること。</u></p> <p>例：廃油の焼却施設（電気炉）（政令第7条第5号）等 廃プラスチック類の焼却施設（ガス化改質方式）（政令第7条第8号）等</p> <p>b 「5 隣接地」について記載させること（要綱第14条第2項(3)）。記載においては、「4 計画地」に準じること。</p> <p>c 「8 産業廃棄物処理施設等の維持管理」のうち、<u>省令第12条の7の2に規定する維持管理の状況に関する情報にあつては、公表方法が記載されていること。</u></p>

- (イ) 添付書類
- a 処理施設の構造を明らかにする設計計算書  
 (a)・(b) (略)
- b 利害関係者に対する情報提供の実施状況がわかる書類  
 (a) 利害関係者とは、当該処理施設の周辺に居住する者、周辺で事業を営んでいる者等である。対象者の選定理由等が記載されていること、その選定が適切であることが分かる資料であることを確認すること。  
 (b) (略)
- c 公図の写し、土地登記事項証明書  
 (a) 公図の写しには、当該許可に係る処理施設に関する土地を含むものとし、処理施設、建屋、敷地の位置を図示し、処理施設及び隣接地の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名が記載されていることを確認すること。  
 (b)・(c) (略)
- d 処分方法を示した資料  
(a) 第3-2-(2)ウ(コ)aの記載については次の施設にて生ずる廃棄物が対象である。  
 ・ 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB等、その他の廃棄物の焼却施設において生ずる焼却灰等  
 ・ 廃水銀等の硫化施設において生ずる廃棄物  
 ・ 廃石綿、石綿含有産業廃棄物の熔融施設において生ずる廃棄物

**第4-2-(3) 事務処理の流れ**

- ア 設置場所を管轄する市町及び健康福祉センターへの送付  
(イ) 受付、書類の形式審査を行った後、副本のうち1部を関係市町の長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を聴取(2週間程度とする)し、併せて1部を管轄健康福祉センターへ送付すること。
- イ 審査指示及び措置報告  
(イ) 事前協議書の審査結果、関係市町の長の意見を踏まえ、必要に応じ、事前協議書提出者に要綱第20条の規定による審査指示を行い、審査指示を行った旨を市町の長に通知すること。  
 なお、審査指示に対する措置に係る協議及び調整は、事前協議書提出者が自ら関係者を行うため、必要に応じ、関係者の承諾を得て連絡先を事前協議書提出者に伝えること。  
(イ)～エ (略)
- ウ 事前協議終了通知の交付  
 決裁後、事前協議書提出者に事前協議終了通知及び受付印を押印した鑑の写しを、市町長及び管轄健康福祉センターに通知の写し及び審査指示を行った場合は措置報告書を送付する。

**第4-3 生活環境影響調査(県環境調査指針)**

第3-3 生活環境影響調査の例による。

**第4-4 条例手続(条例第20条～第26条)**

第3-4 条例手続及び第4-2、第4-3の例による。

**第4-5 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請**

第3-5、第4-2から第4-4によるもののほか、以下のとおりとする。

**第4-5-(1) 受付時の確認事項**

- ア 提出書類6部(正本1部、副本5部)を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。  
また、法第15条の2第3項の規定による専門的知識を有する者の意見を聞く際に使用する概要版10部を廃棄物リサイクル課に提出させること。

# 対 照 表

## 改 正 後

- (イ) 添付書類
- a 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書  
(a)・(b) (略)
- b 利害関係者に対する情報提供の実施状況が分かる書類  
(a) 利害関係者とは、当該産業廃棄物処理施設の周辺に居住する者、周辺で事業を営んでいる者等である。対象者の選定理由等が記載されていること、その選定が適切であることが分かる資料であることを確認すること。  
(b) (略)
- c 公図の写し、土地登記事項証明書  
(a) 公図の写しには、当該許可に係る処理施設に関する土地を含むものとし、産業廃棄物処理施設、建屋、敷地の位置を図示し、産業廃棄物処理施設及び隣接地の地目、地番及び所有者名を明示の上、作成年月日、作成者名が記載されていることを確認すること。  
(b)・(c) (略)
- d 処分方法を示した資料  
第3-2-(2)ウ(イ)aの記載については、次の施設にて生ずる廃棄物が対象である。  
・ 汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB等、その他の産業廃棄物の焼却施設において生ずる焼却灰等  
・ 廃水銀等の硫化施設において生ずる廃棄物  
・ 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設において生ずる廃棄物

### 第4-2-(3) 事務処理の流れ

- ア 設置場所を管轄する市町及び健康福祉センターへの送付  
受付、書類の形式審査を行った後、副本のうち1部を関係市町の長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を聴取(2週間程度とする。)し、併せて1部を管轄健康福祉センターへ送付すること。
- イ 審査指示及び措置報告  
(ア) 事前協議書の審査結果、関係市町の長の意見を踏まえ、必要に応じ、事前協議書提出者に要綱第20条の規定による審査指示を行い、審査指示を行った旨を関係市町の長に通知すること。  
なお、審査指示に対する措置に係る協議及び調整は、事前協議書提出者が自ら関係者で行うため、必要に応じ、関係者の承諾を得て連絡先を事前協議書提出者に伝えること。  
(イ)～エ (略)
- ウ 事前協議終了通知の交付  
決裁後、事前協議書提出者に事前協議終了通知及び受付印を押印した鑑の写しを、関係市町の長及び管轄健康福祉センターに通知の写し及び審査指示を行った場合は措置報告書を送付する。

### 第4-3 生活環境影響調査(県環境調査指針)

第3-3の例による。

### 第4-4 条例手続(条例第20条～第26条)

第3-4、第4-2及び第4-3の例による。

### 第4-5 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請

第3-5及び第4-2から第4-4までの例によるもののほか、以下のとおりとする。

#### 第4-5-(1) 受付時の確認事項

- ア 提出書類6部(正本1部、副本5部)を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は提出時に申請者に返却すること。
- イ 法第15条の2第3項の規定による専門的知識を有する者の意見を聴く際に使用する概要版(構造計画書、維持管理計画書、配置図、構造図、処理工程図、設計計算書、生活環境影響調査書、災害防止のための計画書及びスケジュール表等が分かるもの)10部を廃棄物リサイクル課に提出させること。

## 改 正 前

## 第 4-5-(2) 審査における留意事項

## ア 最終処分場

最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理計画が、法令及び要綱に規定される基準及び指針に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全のために適正な配慮がなされているかについて主に審査すること。

## イ 焼却施設及びその他の施設の許可申請書鑑

焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法にあっては、第 4-2-(2)イ(イ)e)によること。

## 第 4-5-(3) 事務処理の流れ

## ア 管轄健康福祉センター及び市町への送付、縦覧の告示

(ア) 申請受付後、静岡県公報にて告示し、廃棄物リサイクル課と管轄健康福祉センターにおいて 1 か月間縦覧するとともに、市町に申請書を送付し、意見聴取する。

(イ) (略)

(ウ) 意見が無かった場合はすみやかに、意見があった場合は見解書公表後、専門家に申請書の概要版を送付し、現地調査の依頼及び日程調整を行うとともに、管轄健康福祉センターに申請書及び概要版を送付する。

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) 意見書は、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて受け付ける。管轄健康福祉センターにて受付した場合は、その都度廃棄物リサイクル課に送付する。

## 第 4-6 使用前検査

第 3-6 の例によるほか、以下によること。

(1) 最終処分場の埋立開始後にえん堤を増築する等使用前検査時に最終的な構造を確認できない場合は、増築時点等に使用前検査を受検させること。

## 第 4-7 軽微変更届

(略)

## 第 4-8 合併・分割

第 3-8 の例による。

## 第 4-9 譲受け・借受け

第 3-9 の例による。

## 第 4-10 定期検査

## 第 4-10-(1) 受付時の確認事項

ア (略)

イ 添付書類は別紙 10 の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されているか確認すること。

ウ (略)

エ 申請者が定期検査結果通知書の交付及び鑑の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒(送料は申請者が負担)を提出させること(信書の取扱いが可能な手段によること)。

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第4-5-(2) 審査における留意事項

#### ア 最終処分場

埋立処分の計画は、第4-2-(2)ア(ウ)b(f)によること。

#### イ 焼却施設及びその他の施設の許可申請書鑑

焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法にあつては、第4-2-(2)イ(i)dによること。

### 第4-5-(3) 事務処理の流れ

管轄健康福祉センター及び市町への送付及び縦覧の告示は、以下によること。

ア 申請受付後、静岡県公報にて1か月間縦覧に供する旨を告示し、廃棄物リサイクル課と管轄健康福祉センターにおいて1か月間縦覧するとともに、市町に申請書を送付し、意見聴取する。

イ (略)

ウ 意見がなかった場合は速やかに、意見があつた場合は見解書公表後、専門家に申請書の概要版を送付し、現地調査の依頼及び日程調整を行うとともに、管轄健康福祉センターに申請書及び概要版を送付する。

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ 意見書は、廃棄物リサイクル課及び管轄健康福祉センターにて受け付ける。管轄健康福祉センターにて受け付けた場合は、その都度廃棄物リサイクル課に送付する。

### 第4-6 使用前検査

第3-6の例によるほか、最終処分場の埋立開始後にえん堤を増築する等使用前検査時に最終的な構造を確認できない場合は、増築時点等に使用前検査を受検させること。

### 第4-7 軽微変更等届出

(略)

### 第4-8 合併・分割認可申請

第3-8の例によるもののほか、第4-12-(3)に規定する通知を行うこと。

### 第4-9 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請

第3-9の例によるもののほか、第4-12-(3)に規定する通知を行うこと。

### 第4-10 相続の届出

第3-10の例によるもののほか、第4-12-(3)に規定する通知を行うこと。

### 第4-11 定期検査

#### 第4-11-(1) 受付時の確認事項

ア (略)

イ 添付書類は別紙10の提出書類一覧表の順に並べられ、番号を記入したインデックスが貼付されていることを確認すること。

ウ (略)

エ 申請者が郵送による定期検査結果通知書の交付及び鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒(送料は申請者が負担)を提出させること(信書の取扱いが可能な手段によること)。

オ 立入検査の日程を調整すること。

## 改 正 前

**第4-10-(2) 審査における留意事項**

ア 申請書類が廃棄物処理施設の設置許可の際に申請者から提出された書類、図面等（変更の許可を行った場合や軽微変更届が提出された場合にあつては、変更後のもの）と相違がないことを確認すること。また、処分業の許可を取得している場合は、当該許可状況との整合を確認すること。

イ (略)

ウ 当該施設について十分な知識を有する者（技術管理者等）の立会い及び説明等を求め、当該施設が法第15条の2第1項第1号の規定による技術上の基準に適合したものであることを確認すること。また、合わせて法第15条の2の3の規定による技術上の基準及び最終処分場維持管理基準により維持管理を行っているか確認すること。

エ (略)

**第4-10-(3) 事務処理の流れ**

ア 立入検査を実施後（改善が直ちに行われる場合はその改善状況を確認後）速やかに、申請者に対し定期検査結果通知書及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに通知書の写しと副本1部を送付する。

**第4-11 維持管理積立金（最終処分場に限る。）****第4-11-(1) 受付時の確認事項**

ア 最終処分場設置者（稼働中の最終処分場に限る。）に対し、毎年度10月31日までに省令様式第21号の特定産業廃棄物最終処分場状況報告書を提出させ、次に留意して受け付けること。

(ア) (略)

(イ) (略)

**第4-11-(2) 審査における留意事項**

ア・イ (略)

ウ 処分場の残余容量が少ない事業者には、過剰搬入の注意喚起を行うこと（残余容量が、当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の数量を2倍した数量を下回っているか否かを「残余容量が少ない」の目安とする）。

**第4-11-(3) 事務処理の流れ**

ア 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から、算定に用いる最終処分場ごとの積立済額が毎年度6月30日までに課メールあて送信されるため、未払い等がないか確認しておくこと。

イ～オ (略)

**第4-12 埋立地調査報告（最終処分場に限る。）****第4-12-(1) 受付時の確認事項**

ア 健康福祉センターは、調査対象施設と調査表の種類が一致していること、調査漏れのないことを確認し、受け付けること。

**第4-12-(2) 審査における留意事項**

ア～ウ (略)

**第4-12-(3) 事務処理の流れ**

ア～ウ (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第4-11-(2) 審査における留意事項

ア 申請書類が廃棄物処理施設の設置許可の際に申請者から提出された書類、図面等（変更の許可を行った場合、軽微変更等届出書が提出された場合にあつては、変更後のもの）と相違がないことを確認すること。また、処分業の許可を取得している場合は、当該許可状況との整合を確認すること。

イ (略)

ウ 当該施設について十分な知識を有する者（技術管理者等）の立会い及び説明等を求め、当該施設が法第15条の2第1項第1号の規定による技術上の基準に適合したものであることを確認すること。また、併せて法第15条の2の3の規定による技術上の基準及び最終処分場維持管理基準により維持管理を行っているか確認すること。

エ (略)

オ その他、環境省が取りまとめた「廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン（第1版）」を参考に審査を行うこと。

### 第4-11-(3) 事務処理の流れ

ア 立入検査を実施後（改善が直ちに行われる場合はその改善状況を確認後）速やかに、申請者に対し省令様式第20号の3の定期検査結果通知書及び受付印を押印した鑑を送付し、管轄健康福祉センターに通知書の写しと副本1部を送付する。

イ 定期検査結果通知書の「事務処理欄」には次の事項を記載すること。

(ア) 不適合に至らない範囲で留意すべき事項がある場合は、その内容。

(イ) 定期検査時に休止中であった施設は、その旨。

### 第4-12 維持管理積立金（最終処分場に限る。）

#### 第4-12-(1) 受付時の確認事項

最終処分場設置者（稼働中の最終処分場に限る。）に対し、毎年度10月31日までに省令様式第21号の特定産業廃棄物最終処分場状況報告書を提出させ、次に留意して受け付けること。

ア (略)

イ (略)

#### 第4-12-(2) 審査における留意事項

ア・イ (略)

ウ 処分場の残余容量が少ない事業者には、過剰搬入の注意喚起を行うこと（残余容量が、当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の数量を2倍した数量を下回っているか否かを「残余容量が少ない」の目安とする。）。

#### 第4-12-(3) 事務処理の流れ

ア 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から、算定に用いる最終処分場ごとの積立済額が毎年度6月30日までに課メール宛て送信されるため、未払い等がないか確認しておくこと。

イ～オ (略)

カ 第4-8、第4-9又は第4-10の手続があつた場合、維持管理積立金を積み立てたものとみなされた者に対し、積み立てたものとみなされた維持管理積立金の額を通知すること。

### 第4-13 埋立地調査報告（最終処分場に限る。）

#### 第4-13-(1) 受付時の確認事項

健康福祉センターは、調査対象施設と調査表の種類が一致していること、調査漏れのないことを確認し、受け付けること。

#### 第4-13-(2) 審査における留意事項

ア～ウ (略)

#### 第4-13-(3) 事務処理の流れ

ア～ウ (略)

## 改 正 前

**第4-13 埋立終了届（最終処分場に限る。）****第4-13-（1） 受付時の確認事項**

ア 廃棄物リサイクル課は、4月当初に、各健康福祉センター、政令市へ調査表のとりまとめ、5月中旬までに報告するよう依頼する。

イ～エ （略）

オ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受付すること。

カ 副本の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は届出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

キ （略）

**第4-13-（2） 審査における留意事項**

第4-2から4までの例によるほか、以下によること。

ア 届出書類が廃棄物処理施設の設置許可の際に申請者から提出された書類、図面等（変更の許可を行った場合や軽微変更届が提出された場合にあつては、変更後のもの）と相違がないことを確認すること。また、処分業の許可を取得している場合は、当該許可状況との整合を確認すること。

イ～カ （略）

キ アやカにより図面等に相違があつた場合は、軽微変更届の提出等を指導すること。

**第4-13-（3） 事務処理の流れ**

ア・イ （略）

ウ 決裁された埋立終了届は、当該最終処分場の廃止まで常用資料として扱うこと。

**第4-14 廃止確認申請（最終処分場に限る。）****第4-14-（1） 受付時の確認事項**

ア・イ （略）

ウ 提出書類3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は申請者に返却すること。また、当該最終処分場の現状を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図及び構造図）、当該最終処分場の周辺の地図及び基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を各1部提出させること。

エ 廃止確認申請書、埋立終了届及び埋立終了届後に提出された軽微変更届に相違がないことを確認すること。相違がある場合は、軽微変更届が提出された後に受け付けること。

オ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受付すること。

カ （略）

キ 申請者が廃止確認通知書の交付及び副本の返却を郵送で送付することを希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること）。

**第4-14-（2） 審査における留意事項**

ア 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書鑑（省令様式第25号）

(ア)～(キ) （略）

(ク) 管理型最終処分場における「埋立地の保有水等の水質の状況」は、すべての項目について排水基準等に適合していることが示されていることを確認すること。

(ケ) （略）

イ 添付書類

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 立入検査を実施し、埋立高さ、測点間距離、法面勾配、その他構造が図面どおりになっていることを確認すること。ただし、安定型であつて、埋立終了届出時の立入検査から6か月が経過しておらず、埋立終了届出時から図面が変更されていない場合は立入検査を省略することも可能であること。

**第4-14-（3） 事務処理の流れ**

ア～ウ （略）

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第4-14 埋立処分終了の届出（最終処分場に限る。）

#### 第4-14-（1）受付時の確認事項

ア 廃棄物リサイクル課は、4月当初に、各健康福祉センター、政令市へ調査表をとりまとめ、5月中旬までに報告するよう依頼する。

イ～エ （略）

オ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受け付けること。

カ 郵送による鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は届出者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

キ （略）

#### 第4-14-（2）審査における留意事項

第4-2から4までの例によるほか、以下によること。

ア 届出書類が廃棄物処理施設の設置許可の際に申請者から提出された書類、図面等（変更の許可を行った場合や軽微変更等届出書が提出された場合にあつては、変更後のもの）と相違がないことを確認すること。また、処分業の許可を取得している場合は、当該許可状況との整合を確認すること。

イ～カ （略）

キ アやカにより図面等に相違があつた場合は、軽微変更等届出書の提出等を指導すること。

#### 第4-14-（3）事務処理の流れ

ア・イ （略）

ウ 決裁となった埋立処分終了届出書は、当該最終処分場の廃止まで常用資料として扱うこと。

### 第4-15 廃止確認申請（最終処分場に限る。）

#### 第4-15-（1）受付時の確認事項

ア・イ （略）

ウ 提出書類3部（正本1部、副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させ、鑑を除いた副本1部は申請者に返却すること。

エ 廃止確認申請書、埋立処分終了届出書及び埋立処分終了届出書提出後に提出された軽微変更等届出書に相違がないことを確認すること。相違がある場合は、軽微変更等届出書が提出された後に受け付けること。

オ 必要事項が適切に記載されていることを確認し、受け付けること。

カ （略）

キ 申請者が郵送による廃止確認通知書の交付及び鑑の返却を希望する場合は、返信用封筒（送料は申請者が負担）を提出させること（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

ク 立入検査の日程を調整すること。

#### 第4-15-（2）審査における留意事項

ア 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書鑑（省令様式第25号）

（ア）～（キ） （略）

（ク） 管理型最終処分場における「埋立地の保有水等の水質の状況」は、全ての項目について排水基準等に適合していることが示されていることを確認すること。

（ケ） （略）

イ 添付書類

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 立入検査を実施し、埋立高さ、測点間距離、法面勾配、その他構造が図面どおりになっていることを確認すること。ただし、安定型であつて、埋立処分終了届出時の立入検査から6か月が経過していないことに加え、施設の健全性を写真等で確認でき、埋立処分終了届出時から図面が変更されていない場合は立入検査を省略することも可能であること。

#### 第4-15-（3）事務処理の流れ

ア～ウ （略）

## 改 正 前

**第4-15 区域指定****第4-15-1 事務処理の流れ**

ア (略)

イ 省令様式第34号の指定区域台帳を調製し、一覧表を廃棄物リサイクル課ホームページに掲載する。

指定区域台帳に用いる当該最終処分場の現状を明らかにする書類（平面図、立面図、断面図及び構造図、埋立て区域の公図写、土地登記簿、求積図）は、廃止確認申請資料の写しにより作成する（廃止確認申請において、添付書類の電子媒体の提供が行われた場合は、それにより調製する）。

**第4-16 形質変更届****第4-16-1 受付時の確認事項**

ア・イ (略)

**第4-16-2 審査における留意事項**

ア・イ (略)

**第4-16-3 事務処理の流れ**

ア～エ (略)

**第5 肥料飼料製造処理施設（条例第2条第5項に規定するものに限る。）の設置等**

第3-1から第3-4までの例によるほか、以下によること。

**第5-1 相談**

(1) (略)

ア 施設の種類

肥料若しくは飼料又はそれらの原料の用に供する施設（肥料飼料製造処理施設）であって、法第14条の6の許可を受けて行う事業の用に供する、汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿の1日あたりの肥料飼料製造能力が30トンを超える施設

イ 手続が必要となる対象

(ア) (略)

(イ) 生活環境に及ぼす影響が増大する次の変更

a・b (略)

c 設備もしくは構造の変更または位置の変更

(2) 相談に当たっては施設の配置図や構造図、能力計算書、処理工程図、肥料登録（予定）を提出させ、条例の対象施設であるかを判断し、必要な手続を指導すること。

**第5-2 設置等****第5-2-1 事前協議（要綱第16条～第21条）**

第3-2の例による。

**第5-2-2 (略)****第5-2-3 条例手続（条例第20条～第26条）**

第3-4の例による。

**第6 事故時の届出（法第21条の2）****第6-1 (略)****第6-2 審査における留意事項**

(1) (略)

(2) 管轄健康福祉センターは、発生防止のための応急の処置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずべきことを命ずること。

(3) (略)

# 対 照 表

改 正 後

## 第4-16 区域指定

### 第4-16-1 事務処理の流れ

ア (略)

イ 省令様式第34号の指定区域台帳を調製し、一覧表を廃棄物リサイクル課ホームページに掲載する。

指定区域台帳に用いる当該最終処分場の現状を明らかにする書類(平面図、立面図、断面図及び構造図、埋立て区域の公図写、土地登記簿、求積図)は、廃止確認申請資料の写しにより作成する(廃止確認申請において、添付書類の電子媒体の提供が行われた場合は、それにより調製する)。

## 第4-17 形質変更届

### 第4-17-1 受付時の確認事項

ア・イ (略)

### 第4-17-2 審査における留意事項

ア・イ (略)

### 第4-17-3 事務処理の流れ

ア～エ (略)

## 第5 肥料飼料製造処理施設(条例施行規則第2条に規定する産業廃棄物の処理施設)の設置等

第3-1から第3-4までの例による(ただし、「産業廃棄物処理施設」とあるのは、「肥料飼料製造処理施設」と読み替えるものとする。)ほか、以下によること。

### 第5-1 相談

(1) (略)

ア 施設の種類

肥料若しくは飼料又はそれらの原料の用に供する施設(肥料飼料製造処理施設)であって、法第14条第6項の許可を受けて行う事業の用に供する、汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿の1日当たりの肥料飼料製造能力が30トンを超える施設

イ 手続が必要となる対象

(ア) (略)

(イ) 生活環境に及ぼす影響が増大する次の変更

a・b (略)

c 設備若しくは構造の変更又は位置の変更

(2) 相談に当たっては施設の配置図や構造図、能力計算書、処理工程図、肥料登録(予定)を提出させ、条例施行規則第2条に規定する産業廃棄物の処理施設に該当するかどうかを判断し、必要な手続を指導すること。

### 第5-2 設置等

#### 第5-2-1 事前協議(要綱第16条～第21条)

第3-2の例による。ただし、技術管理者の確保を証する書類は不要とする。

#### 第5-2-2 (略)

#### 第5-2-3 条例手続(条例第20条～第26条)

第3-4の例による。ただし、技術管理者の確保を証する書類は不要とする。

## 第6 事故時の届出(法第21条の2)

### 第6-1 (略)

### 第6-2 審査における留意事項

(1) (略)

(2) 管轄健康福祉センターは、発生防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずべきことを命ずること。

(3) (略)

**第6-3 事務処理の流れ**

- (1) (略)
- (2) 届出提出時  
法第21条の2により、管轄健康福祉センターは、細則様式第30号の2の特定処理施設事故時応急措置届出書が提出された際は、2部受け付け、1部を廃棄物リサイクル課へすみやかに進達すること。
- (3) 管轄健康福祉センターは、発生の防止のための応急の処置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができることに留意すること。
- (4) (略)

**第7 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証****第7-1 (略)****第7-2 再交付**

- (1) 事業者が許可証を破り、汚し、又は失い再交付を希望する場合は、細則様式第31号の許可証等再交付申請書を廃棄物リサイクル課に提出させること。その際、再交付の理由を確認するとともに、記載事項に誤りが無いことを台帳と確認した上で、受け付けること。

返信用封筒（送料は申請者が負担）を同封する場合は郵送での提出を認める（信書の取扱いが可能な手段によること）。

- (2) 決裁後、申請者に再交付した許可証を交付するとともに、管轄健康福祉センターへ副本を送付すること。

なお、許可証等の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、速やかに、細則様式第32号の許可証等返納書とともに発見した許可証を返納するよう指導すること。

**第8 申請者等の適格性の照会事務**

1に記載の申請等を受け付けた際は、2に記載の対象者について適格性に係る照会事務を行う。  
なお、欠格照会事務の詳細は「欠格要件照会事務処理マニュアル」によること。

**1 欠格照会の対象とする申請等**

- (1)～(4) (略)
- (5) 軽微変更届（次に掲げる場合に限る。）  
ア～エ (略)

**2 欠格照会の対象となる者（軽微変更等届出書による場合は、変更のあった者（退任者を含む。）のみとする。）**

- (1)～(4) (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第6-3 事務処理の流れ

- (1) (略)
- (2) 届出提出時  
法第21条の2により、管轄健康福祉センターは、細則様式第30号の2の特定処理施設事故時応急措置届出書が提出された際は、2部受け付け、1部を廃棄物リサイクル課へ速やかに進達すること。
- (3) 管轄健康福祉センターは、発生の防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができることに留意すること。
- (4) (略)

### 第7 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証

#### 第7-1 (略)

#### 第7-2 許可証の再交付と返納

##### 第7-2-1 許可証の再交付

ア 事業者が許可証を破り、汚し、又は失い再交付を希望する場合は、細則様式第31号の許可証等再交付申請書3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させること。その際、再交付の理由を確認するとともに、記載事項に誤りがないことを台帳と確認した上で、受け付けること。

返信用封筒（送料は申請者が負担）を同封する場合は郵送での提出を認める（信書の取扱いが可能な手段によること。）。

イ 決裁後、申請者に許可証及び受付印を押印した副本を交付するとともに、管轄健康福祉センターへ副本を送付すること。

##### 第7-2-2 許可証の返納

許可を取り消されたとき、産業廃棄物処理施設の全部を廃止したとき又は許可証等の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、速やかに、細則様式第32号の許可証等返納書1部とともに許可証を廃棄物リサイクル課に返納させること。

#### 第7-3 欠格要件に係る届出書

産業廃棄物処理施設の設置者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に細則様式第9号の2の欠格要件に係る届出書3部（正本1部及び副本2部）を廃棄物リサイクル課に提出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

（例1）破産手続開始決定を受けた場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

（例2）刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

### 第8 申請者等の適格性の照会事務

第8-1に記載の申請等を受け付けた際は、第8-2に記載の対象者について適格性に係る照会事務を行う。

なお、欠格照会事務の詳細は「欠格要件照会事務処理マニュアル」によること。

#### 第8-1 欠格照会の対象とする申請等

- (1)～(4) (略)
  - (5) 相続届出
  - (6) 軽微変更等届出（次に掲げる場合に限る。）
- ア～エ (略)

#### 第8-2 欠格照会の対象となる者（軽微変更等届出書による場合は、変更のあった者（退任者を含む。）のみとする。）

- (1)～(4) (略)
- (5) 法定代理人（法定代理人が法人の場合、当該法人の役員）
- (6) 被相続人

--

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第9 高度化法に規定する認定に係る産業廃棄物処理施設

#### 第9-1 認定時の対応

- (1) 廃棄物リサイクル課は、高度化法第11条に規定する高度再資源化事業計画の認定、同第16条に規定する高度分離・回収事業計画の認定及び同第20条に規定する再資源化工程高度化計画の認定に係る情報及び書類（事業概要資料及び認定関連資料等）について国から共有を受けた場合、当該書類を管轄健康福祉センターに共有する。
- (2) 廃棄物リサイクル課は、申請者が過去に法での違反実績がある等の情報を把握している場合は、国へ情報提供を行う。

#### 第9-2 使用前検査（再資源化工程高度化計画の認定を受けた産業廃棄物処理施設に限る。）

第3-6又は第4-6の例によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 使用前検査申請書の内容が、国から共有を受けた再資源化工程高度化計画の認定に係る書類の内容と相違ないことを確認すること。
- (2) 国の担当者（環境省地方環境事務所）も同行するため、県から環境省本省に実施についての連絡を行った後、検査日の調整を行うこと。

#### 第9-3 変更等に関する手続（再資源化工程高度化計画の認定を受けた産業廃棄物処理施設に限る。）

再資源化工程高度化計画の認定を受けた産業廃棄物処理施設を変更する場合であって、法に基づく手続を行う場合、以下によること

- (1) 第3-1-(3)及び第3-7を参考に、必要な手続を確認すること。
- (2) 変更前の申請又は届出の内容が、国から共有を受けた再資源化工程高度化計画の認定に係る書類の内容と相違ないことを確認すること。
- (3) 手続の詳細については、第3-1から第3-7まで又は第4-1から第4-7までの例によること。

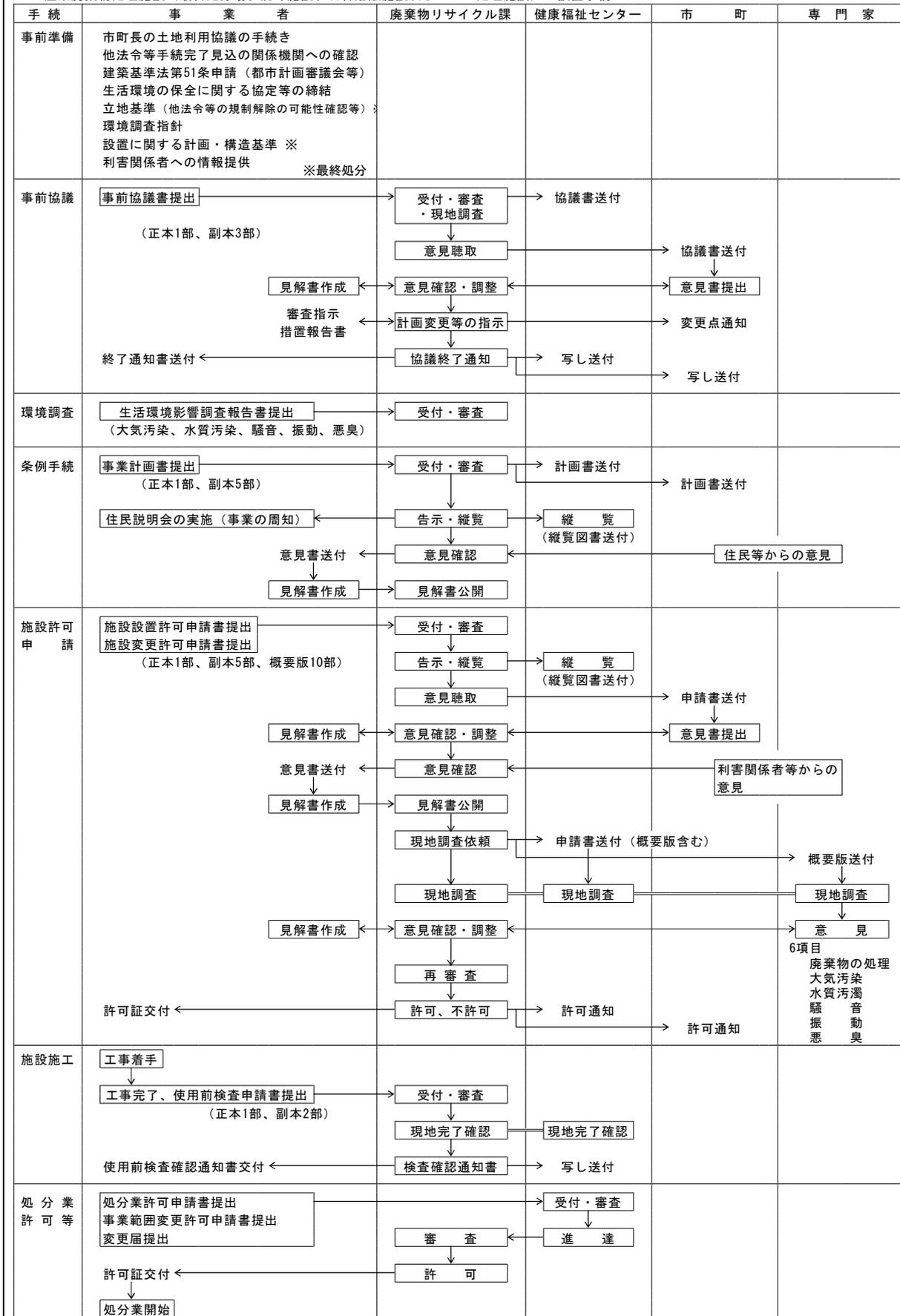
#### 第9-4 定期検査（再資源化工程高度化計画の認定を受けた産業廃棄物処理施設に限る。）

第4-11の例によるほか、申請書類の内容が、国から共有を受けた再資源化工程高度化計画の認定に係る書類の内容と相違ないことを確認すること。

改 正 前

別紙 1

産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設、石綿溶融施設及びPCB処理施設）の設置手続フロー



↑ 指導要綱に基づく手続  
↓ 県条例に基づく手続  
↓ 廃棄物処理法に基づく手続

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 1

産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設、石綿溶融施設及びPCB処理施設）の設置手続フロー

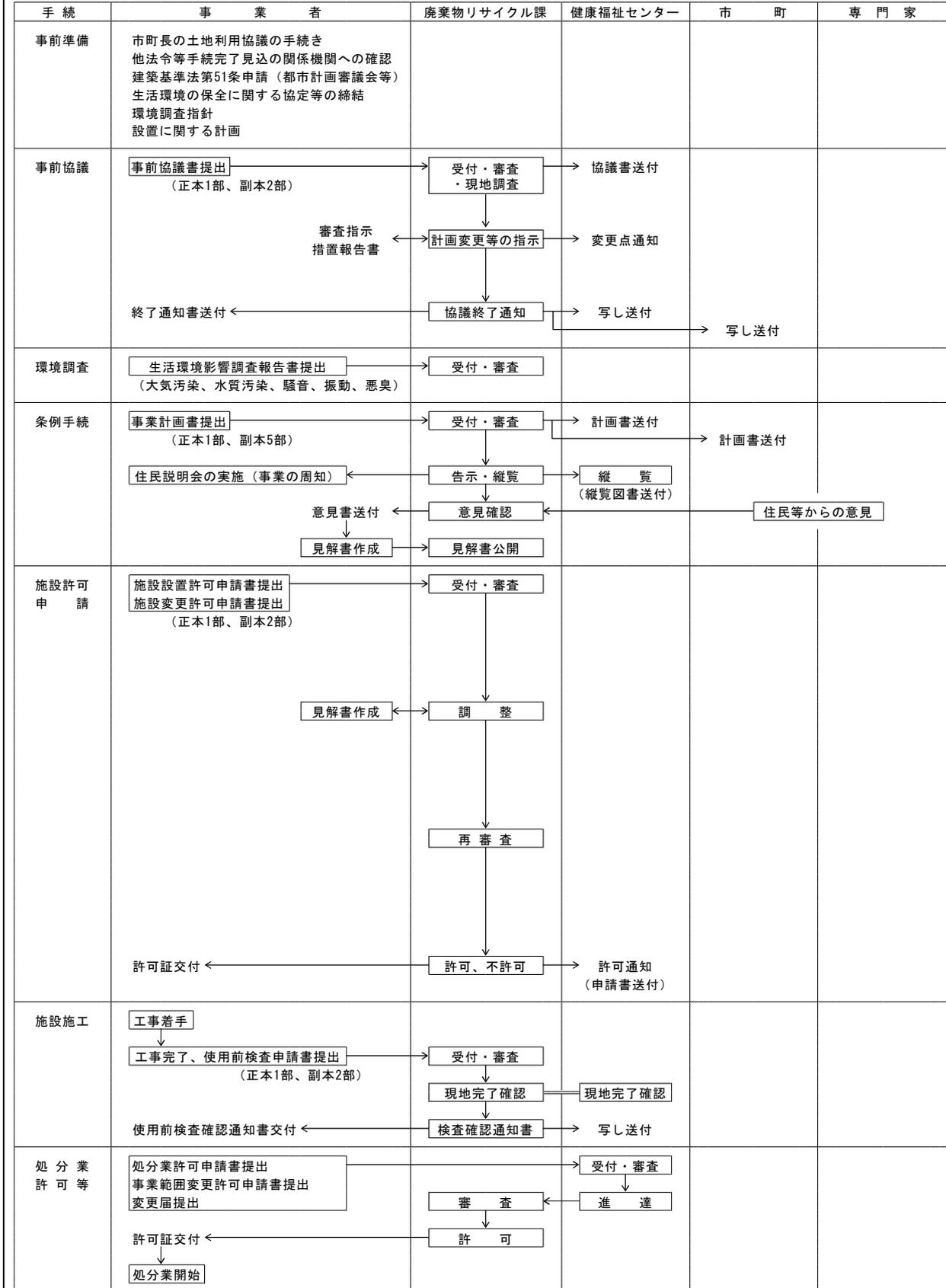
手 続	事 業 者	廃棄物リサイクル課	健康福祉センター	市 町	専 門 家
事前準備	市町長の土地利用協議の手続き 他法令等手続完了見込の関係機関への確認 建築基準法第51条申請（都市計画審議会等） 生活環境の保全に関する協定等の締結 立地基準（他法令等の規制解除の可能性確認等）※ 環境調査指針 設置に関する計画・構造基準 ※ 利害関係者への情報提供 ※最終処分				
事前協議	事前協議書提出 （正本1部、副本3部） 見解書作成 審査指示 措置報告書 終了通知書送付	受付・審査・現地調査 ↓ 意見聴取 ↓ 意見確認・調整 ↓ 計画変更等の指示 ↓ 協議終了通知	協議書送付 ↓ 協議書送付 ↓ 意見書提出 ↓ 変更点通知 ↓ 写し送付	協議書送付 ↓ 意見書提出 ↓ 変更点通知 ↓ 写し送付	
環境調査	生活環境影響調査報告書提出 （大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭）	受付・審査			
条例手続	事業計画書提出 （正本1部、副本5部） 住民説明会の実施（事業の周知） 意見書送付 見解書作成	受付・審査 ↓ 告示・縦覧 ↓ 意見確認 ↓ 見解書公開	計画書送付 ↓ 縦 覧 （縦覧図書送付）	計画書送付 ↓ 住民等からの意見	
施設許可申請	施設設置許可申請書提出 施設変更許可申請書提出 （正本1部、副本5部、概要版10部） 見解書作成 意見書送付 見解書作成	受付・審査 ↓ 告示・縦覧 ↓ 意見聴取 ↓ 意見確認・調整 ↓ 意見確認 ↓ 見解書公開 ↓ 現地調査依頼 ↓ 現地調査 ↓ 意見確認・調整 ↓ 再 審 査 ↓ 許可、不許可	縦 覧 （縦覧図書送付） ↓ 申請書送付（概要版含む） ↓ 現地調査	申請書送付 ↓ 意見書提出 ↓ 利害関係者等からの意見 ↓ 概要版送付 ↓ 現地調査 ↓ 意 見 6項目 廃棄物の処理 大気汚染 水質汚濁 騒 音 振 動 悪 臭	
施設施工	工事着手 ↓ 工事完了、使用前検査申請書提出 （正本1部、副本2部） 使用前検査確認通知書交付	受付・審査 ↓ 現地完了確認 ↓ 検査確認通知書	現地完了確認 ↓ 写し送付		
処分業許可等	処分業許可申請書提出 事業範囲変更許可申請書提出 変更届提出 許可証交付 ↓ 処分業開始	審 査 ↓ 許 可	受 付 ・ 審 査 ↓ 進 達		

↑ 指導要綱に基づく手続  
↓ 県条例に基づく手続  
↓ 廃棄物処理法に基づく手続

改 正 前

別紙 1

産業廃棄物処理施設（焼却、石綿溶融及びPCB処理以外の中間処理施設）の設置手続フロー



↑ 指導要綱に基づく手続き  
↑ 県条例に基づく手続き  
↑ 廃棄物処理法に基づく手続き

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 1

産業廃棄物処理施設（焼却、石綿溶融及びPCB処理以外の中間処理施設）の設置手続フロー

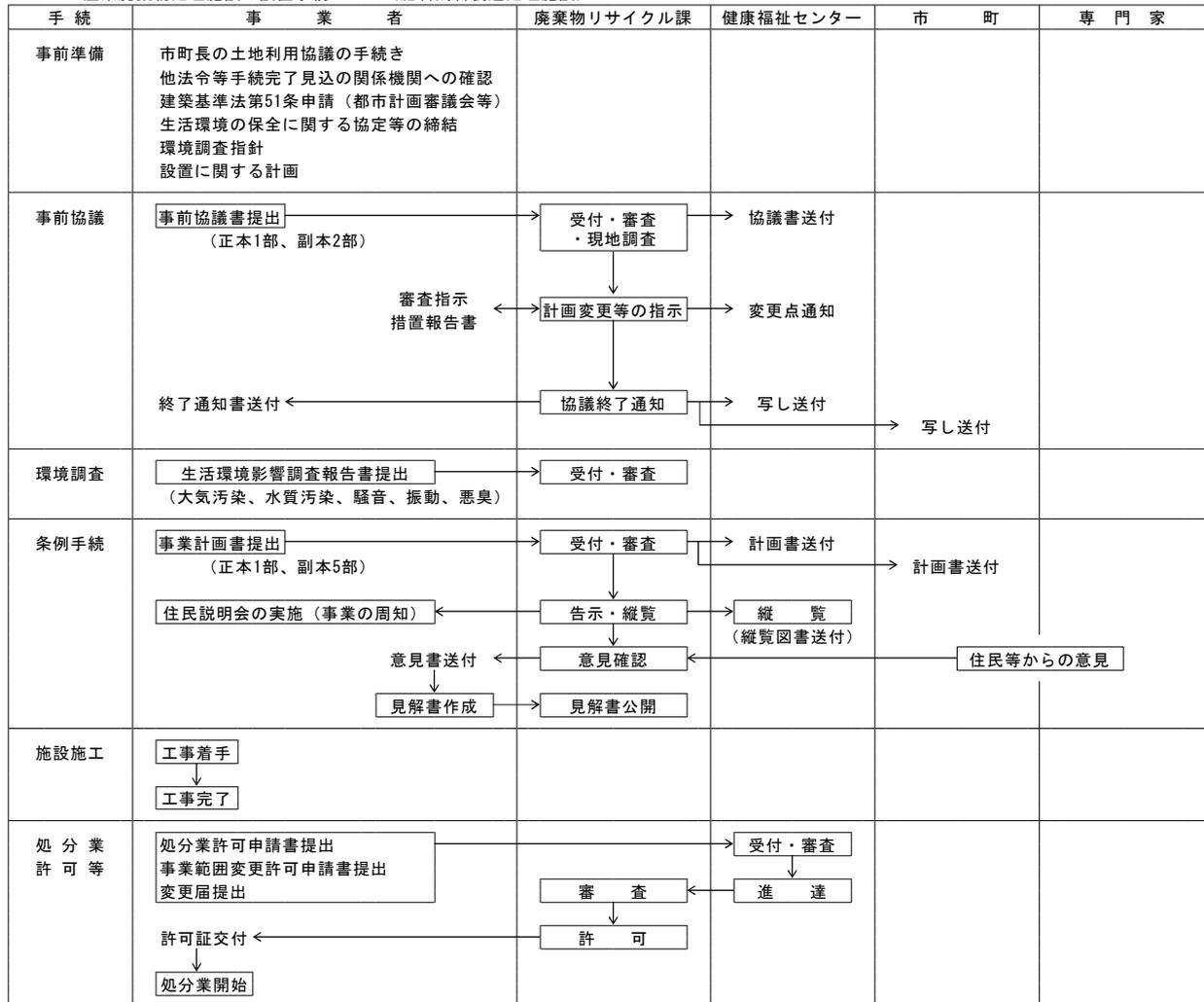
手 続	事 業 者	廃棄物リサイクル課	健康福祉センター	市 町	専 門 家
事前準備	市町長の土地利用協議の手続き 他法令等手続完了見込の関係機関への確認 建築基準法第51条申請（都市計画審議会等） 生活環境の保全に関する協定の締結 環境調査指針 設置に関する計画				
事前協議	事前協議書提出 （正本1部、副本2部）	受付・審査 ・現地調査 ↓ 計画変更等の指示			
	審査指示 措置報告書				
	終了通知書送付 ←	協議終了通知		写し送付	
環境調査	生活環境影響調査報告書提出 （大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭）	受付・審査			
条例手続	事業計画書提出 （正本1部、副本5部）	受付・審査		計画書送付	
	住民説明会の実施（事業の周知）	告示・縦覧		縦 覧 （縦覧図書送付）	
	意見書送付	意見確認			住民等からの意見
	見解書作成	見解書公開			
施設許可申請	施設設置許可申請書提出 施設変更許可申請書提出 （正本1部、副本2部）	受付・審査			
	見解書作成	調 整			
		再 審 査			
	許可証交付 ←	許可、不許可		許可通知 （申請書送付）	
施設施工	工事着手 ↓ 工事完了、使用前検査申請書提出 （正本1部、副本2部）	受付・審査			
	使用前検査確認通知書交付 ←	現地完了確認 ↓ 検査確認通知書		現地完了確認 ↓ 写し送付	
処分業許可等	処分業許可申請書提出 事業範囲変更許可申請書提出 変更届提出	審 査		受付・審査 ↓ 進 達	
	許可証交付 ←	許 可			
	処分業開始				

↑ 指 導 要 綱 に 基 づ く 手 続  
↑ 県 条 例 に 基 づ く 手 続  
↓ 廃 棄 物 処 理 法 に 基 づ く 手 続

改 正 前

別紙 1

産業廃棄物処理施設の設置手続フロー（肥料飼料製造処理施設）



↑ 指導要綱に基づく手続き  
 ↓ 県条例に基づく手続き

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 1

産業廃棄物処理施設の設置手続フロー（肥料飼料製造処理施設）

手 続	事 業 者	廃棄物リサイクル課	健康福祉センター	市 町	専 門 家
事前準備	市町長の土地利用協議の手続き 他法令等手続完了見込の関係機関への確認 建築基準法第51条申請（都市計画審議会等） 生活環境の保全に関する協定等の締結 環境調査指針 設置に関する計画				
事前協議	事前協議書提出 （正本1部、副本2部）  審査指示 措置報告書  終了通知書送付 ←	受付・審査 ・現地調査  計画変更等の指示  協議終了通知	協議書送付  変更点通知  写し送付	写し送付	
環境調査	生活環境影響調査報告書提出 （大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭）	受付・審査			
条例手続	事業計画書提出 （正本1部、副本5部）  住民説明会の実施（事業の周知） ←  意見書送付 ← 見解書作成 →	受付・審査  告示・縦覧  意見確認  見解書公開	計画書送付  縦 覧 （縦覧図書送付）	計画書送付  住民等からの意見	
施設施工	工事着手 ↓ 工事完了				
処 分 業 許 可 等	処分業許可申請書提出 事業範囲変更許可申請書提出 変更届提出  許可証交付 ← ↓ 処分業開始	審 査  許 可	受付・審査  進 達		

↑ 指導要綱に基づく手続  
↓ 県条例に基づく手続

改 正 前

別紙 2

産業廃棄物処理施設 事前協議書 提出書類一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 記載事項等	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	事前協議書	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図（平面図）								
	[最終処分場]								
	事務所、管理棟、事業区域、埋立地、付帯設備（展開場所、水処理施設、区								
	① 域杭（事業区域及び埋立地）、最終処分場の立札、火気注意の立札、覆土用	◎	○						
	土砂の置場等）の位置								
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
	[中間施設]								
	① 事務所、処理施設（中核設備等は位置を明示）、環境保全設備（距離等）、保			◎	○	◎	○		
	管設備								
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備（※を含む）、保安距離								
	[管理型]保有水等集排水設備、発生ガス排除設備、浸出液処理設								
	※ 備、貯留槽、遮水シート、調整池（各詳細図及び遮水シートの仕様								
	資料添付）								
	※ [安定型]浸透水の採取設備、地下水観測用井戸（詳細図添付）	◎	○						
	・周囲の囲い、門扉、丁張、基準高（一般図添付）								
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾								
	配、小段								
	③ ・実測求積図（事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面								
	積）								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後（廃棄物層、覆土層）の構造（工期ごと）								
	・埋立処分終了後の維持管理の内容								
	・埋立開始後の使用前検査（途中でえん堤を築造する場合）								

対 照 表

改 正 後

別紙 2

産業廃棄物処理施設等 事前協議書 提出書類一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 記載事項等	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	事前協議書	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図（平面図）								
	[最終処分場]								
	① 事業区域、埋立区域、付帯設備の位置	◎	◎						
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
	[中間施設]								
	① 産業廃棄物処理施設（全体）、中核設備等（距離を明示）、環境保全設備（距離等）、保管設備、その他付帯設備			◎	◎	◎	◎		
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、保安距離								
	・付帯設備（設置するもののみ）								
	[共通]地滑り防止工（沈下防止工）、最終処分場立札、火気注意立札、周囲の囲い、門扉、地表水集排水設備、消火設備、地下水観測用井戸、基準高、丁張、区域杭、搬入路等、管理棟、覆土用土砂等置場								
	[遮断型]外周仕切設備、内部仕切設備								
	[安定型]擁壁等、埋立地内雨水等排出設備、浸透水採取設備、その他の設備								
	[管理型]擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備、導水管等、通気設備、その他の設備	◎	◎						
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段								
	③ 実測求積図（事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面積）								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後（廃棄物層、覆土層）の構造（工期ごと）								
	・埋立処分終了後の措置（維持管理）の内容								
	・埋立開始後の使用前検査（途中でえん堤を築造する場合）								

改 正 前

[中間施設]																	
① 平面図、立面図																	
・中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称																	
・構造基準・維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、操作盤の場所等を含む）																	
・処理工程図との整合（途中投入・排出）																	
・環境影響設備のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素材等）								◎	◎	◎	◎						
・環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）																	
・建屋（屋内であることの明示）																	
② 詳細図																	
・中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造																	
・処理前・後の保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示																	
3 処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
4 (略)																	
5 処理施設の構造を明らかにする設計計算書																	
[最終処分場]																	
① 埋立容量を証する断面計算書（廃棄物容量、覆土容量）																	
② 計画雨水量の算定、流量計算書（地表水集排水設備、付け替え水路）																	
③ 地滑り防止工、沈下防止工の必要性（埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等）	◎	◎															
④ 擁壁、えん堤等の設計書、安定計算書																	
⑤ [管理型]水処理施設の処理工程図、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備の設計																	
⑥ (変更許可) 現況、変更許可後の竣功時、埋立終了時の構造																	
[中間施設]																	
① 中核設備																	
・能力計算書類（根拠資料を含む）																	
・構造耐力上安定である事の説明								◎	◎	◎	◎						
② 排ガス、排水処理施設																	
・処理施設に対応した処理能力																	
・他法令の条件を満たした施設																	
6 (略)																	
7 (略)																	
8 (略)																	
9 公図の写し、土地登記事項証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
・公図：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）	◎	◎	◎	◎													
・公図：処理施設に関する土地/事業区域（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）									◎	◎							
・土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地	◎	◎	◎	◎													
・土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域									◎	◎							
・処理施設に関する土地/事業区域の土地所有（使用）権原を有することを証する書面	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
10 (略)																	
11 災害防止のための計画書																	
① 産業廃棄物の飛散及び流出の防止																	
② 公共の水域及び地下水の汚染の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
③ 火災の発生の防止																	
④ その他施設に係る災害防止																	

対 照 表

改 正 後

改 正 後							
[中間施設]							
① 平面図、立面図							
・ 中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称							
・ 構造基準及び維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、操作盤の場所等を含む）							
・ 処理工程図との整合（途中投入・排出）							
・ 中核設備等のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素材等）			◎	◎	◎	◎	
・ 環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）							
・ 建屋（屋内であることの明示）							
② 詳細図							
・ 中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造							
・ 保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示							
3 産業廃棄物処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4 (略)							
5 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書							
[最終処分場]							
① 埋立容量を証する断面計算書（廃棄物容量、覆土容量）							
② 計画雨水量の算定、流量計算書（地表水集排水設備、付け替え水路）							
③ 地滑り防止工、沈下防止工の必要性（埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等）	◎	◎					
④ 擁壁、えん堤等の設計書、安定計算書							
⑤ [管理型]水処理施設の処理工程図、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備の設計書							
⑥ (変更許可) 現況、変更許可後のしゅん功時、埋立終了時の構造							
[中間施設]							
① 中核設備							
・ 能力計算書類（根拠資料を含む）							
・ 構造耐力上安定である事の説明							
② 排ガス、排水処理施設							
・ 処理施設に対応した処理能力			◎	◎	◎	◎	
・ 他法令の条件を満たした施設							
6 (略)							
7 (略)							
8 (略)							
9 公図の写し、土地登記事項証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
・ 公図：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）	◎	◎	◎	◎			
・ 公図：処理施設に関する土地/事業区域（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）					◎	◎	
・ 土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地	◎	◎	◎	◎			
・ 土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域					◎	◎	
・ 処理施設に関する土地/事業区域の土地所有（使用）権原を有することを証する書面	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10 (略)							
11 災害防止のための計画書							
① 産業廃棄物の飛散及び流出の防止							
② 公共の水域及び地下水の汚染の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
③ 火災の発生の防止							
④ その他施設に係る災害防止							
⑤ 事故の際の措置（関係機関への連絡等を含む）							

改 正 前

12	処分方法を示した資料（焼却・焙焼施設の焼却灰、油水分離・中和・シアン化合物分解施設の汚泥、廃水銀等の硫化施設・廃石綿等の熔融施設の処理に伴い生ずる廃棄物）								
	①産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別		◎	◎	◎	◎			
	②自家処分、委託処分の別、処分方法								
	③委託先許可証（委託処分の場合）								
	④有価物としての規格、売却が可能であることを示す契約書等（有価物として処理する場合）								
13	処理施設設置（変更）許可証の写し（肥料飼料製造処理施設においては事前協議終了通知の写し）		◎	◎		◎			
14	（略）								

注) ◎：必ず添付が必要な書類  
 ○：該当すれば添付が必要な書類  
 確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

（省略）  
 （省略）

肥料飼料製造処理施設は、中間処理施設のその他欄に参照してください。

# 対 照 表

## 改 正 後

改 正 後									
12	処分方法を示した資料（焼却・焙焼施設の焼却灰、油水分離・中和・シアン化合物分解施設の汚泥、廃水銀等の硫化施設・廃石綿等の熔融施設の処理に伴い生ずる廃棄物）								
	① 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別			○	○	○	○		
	② 自家処分、委託処分の別、処分方法								
	③ 委託先許可証（委託処分の場合）								
	④ 有価物としての規格、売却が可能であることを示す契約書等（有価物として処理する場合）								
13	処理施設設置（変更）許可証の写し（肥料飼料製造処理施設においては受付印のある事業計画書鑑の写し）		◎		◎		◎		
14	（略）								
注）◎：必ず添付が必要な書類 ○：該当する場合又は内容に変更がある場合に添付が必要な書類 確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと									
（省略）									
（省略）									
肥料飼料製造処理施設は、中間処理施設のその他欄を参照してください。（10は不要）									

改 正 前

別紙3

産業廃棄物処理施設 事業計画書 提出書類一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 記載事項等	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	事業計画書（設置許可：条例規則様式第8号、変更許可：同第9号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図（平面図）								
	[最終処分場]								
	事務所、管理棟、事業区域、埋立地、付帯設備（展開場所、水処理施設、区								
	① 域杭（事業区域及び埋立地）、最終処分場の立札、火気注意の立札、覆土用	◎	○						
	土砂の置場等）の位置								
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
	[中間施設]								
	① 事務所、処理施設（中核設備等は位置を明示）、環境保全設備（距離等）、保			◎	○	◎	○		
	管設備								
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備（※を含む）、保安距離								
	[管理型]保有水等集排水設備、発生ガス排除設備、浸出液処理設備、								
	※ 貯留槽、遮水シート、調整池（各詳細図及び遮水シートの仕様資料添								
	付）								
	※ [安定型]浸透水の採取設備、地下水観測用井戸（詳細図添付）	◎	○						
	・周囲の囲い、門扉、丁張、基準高（一般図添付）								
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾								
	配、小段								
	③ 実測求積図（事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面								
	積）								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後（廃棄物層、覆土層）の構造（工期ごと）								
	・埋立処分終了後の維持管理の内容								
	・埋立開始後の使用前検査（途中でえん堤を築造する場合）								

対 照 表

改 正 後

別紙 3

産業廃棄物処理施設等 事業計画書 提出書類一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 記載事項等	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	事業計画書（設置許可：条例規則様式第8号、変更許可：同第9号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図（平面図）								
	[最終処分場]								
	① 事業区域、埋立区域、付帯設備の位置	◎	◎						
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
	[中間施設]								
	① 産業廃棄物処理施設（全体）、中核設備等（距離を明示）、環境保全設備（距離等）、保管設備、その他付帯設備			◎	◎	◎	◎		
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、保安距離								
	・付帯設備（設置するもののみ）								
	[共通]地滑り防止工（沈下防止工）、最終処分場立札、火気注意立札、周囲の囲い、門扉、地表水集排水設備、消火設備、地下水観測用井戸、基準高、丁張、区域杭、搬入路等、管理棟、覆土用土砂等置場								
	[遮断型]外周仕切設備、内部仕切設備								
	[安定型]擁壁等、埋立地内雨水等排出設備、浸透水採取設備、その他の設備								
	[管理型]擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備、導水管等、通気設備、その他の設備	◎	◎						
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段								
	③ 実測求積図（事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面積）								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後（廃棄物層、覆土層）の構造（工期ごと）								
	・埋立処分終了後の措置（維持管理）の内容								
	・埋立開始後の使用前検査（途中でえん堤を築造する場合）								

改 正 前

[中間施設]																	
① 平面図、立面図																	
・中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称																	
・構造基準・維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、操作盤の場所等を含む）																	
・処理工程図との整合（途中投入・排出）																	
・環境影響設備のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素材等）								◎	◎	◎	◎						
・環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）																	
・建屋（屋内であることの明示）																	
② 詳細図																	
・中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造																	
・処理前・後の保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示																	
3 処理施設の付近の見取図（案内図）								◎	◎	◎	◎	◎	◎				
4 (略)																	
5 処理施設の構造を明らかにする設計計算書																	
[最終処分場]																	
① 埋立容量を証する断面計算書（廃棄物容量、覆土容量）																	
② 計画雨水量の算定、流量計算書（地表水集排水設備、付け替え水路）																	
③ 地滑り防止工、沈下防止工の必要性（埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等）								◎	◎								
④ 擁壁、えん堤等の設計書、安定計算書																	
⑤ [管理型]水処理施設の処理工程図、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備の設計																	
⑥ (変更許可) 現況、変更許可後の竣功時、埋立終了時の構造																	
[中間施設]																	
① 中核設備																	
・能力計算書類（根拠資料を含む）																	
・構造耐力上安定である事の説明																	
② 排ガス、排水処理施設																	
・処理施設に対応した処理能力																	
・他法令の条件を満たした施設																	
6 (略)																	
7 (略)																	
8 (略)																	
9 (略)																	
10 災害防止のための計画書																	
① 産業廃棄物の飛散及び流出の防止																	
② 公共の水域及び地下水の汚染の防止								◎	◎	◎	◎	◎	◎				
③ 火災の発生の防止																	
④ その他施設に係る災害防止																	
11 処分方法を示した資料（焼却・焙焼施設の焼却灰、油水分離・中和・シアン化合物分解施設の汚泥、廃水銀等の硫化施設・廃石綿等の溶融施設の処理に伴い生ずる廃棄物）																	
① 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別																	
② 自家処分、委託処分の別、処分方法																	
③ 委託先許可証（委託処分の場合）																	
④ 有価物としての規格、売却が可能であることを示す契約書等（有価物として処理する場合）																	

対 照 表

改 正 後

[中間施設]							
① 平面図、立面図							
・ 中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称							
・ 構造基準及び維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、操作盤の場所等を含む）							
・ 処理工程図との整合（途中投入・排出）							
・ 中核設備等のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素材等）			◎	◎	◎	◎	
・ 環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）							
・ 建屋（屋内であることの明示）							
② 詳細図							
・ 中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造							
・ 保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示							
3 産業廃棄物処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4 (略)							
5 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書							
[最終処分場]							
① 埋立容量を証する断面計算書（廃棄物容量、覆土容量）							
② 計画雨水量の算定、流量計算書（地表水集排水設備、付け替え水路）							
③ 地滑り防止工、沈下防止工の必要性（埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等）	◎	◎					
④ 擁壁、えん堤等の設計書、安定計算書							
⑤ [管理型]水処理施設の処理工程図、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備の設計書							
⑥ (変更許可) 現況、変更許可後のしゅん功時、埋立終了時の構造							
[中間施設]							
① 中核設備							
・ 能力計算書類（根拠資料を含む）							
・ 構造耐力上安定である事の説明							
② 排ガス、排水処理施設			◎	◎	◎	◎	
・ 処理施設に対応した処理能力							
・ 他法令の条件を満たした施設							
6 (略)							
7 (略)							
8 (略)							
9 (略)							
10 災害防止のための計画書							
① 産業廃棄物の飛散及び流出の防止							
② 公共の水域及び地下水の汚染の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
③ 火災の発生の防止							
④ その他施設に係る災害防止							
⑤ 事故の際の措置（関係機関への連絡等を含む）							
11 処分方法を示した資料（焼却・焙焼施設の焼却灰、油水分離・中和・シアン化合物分解施設の汚泥、廃水銀等の硫化施設・廃石綿等の溶融施設の処理に伴い生ずる廃棄物）							
① 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別			◎	◎	◎	◎	
② 自家処分、委託処分の別、処分方法							
③ 委託先許可証（委託処分の場合）							
④ 有価物としての規格、売却が可能であることを示す契約書等（有価物として処理する場合）							

改 正 前

12	(略)
13	(略)

注) ◎ : 必ず添付が必要な書類  
 ○ : 該当すれば添付が必要な書類  
 確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

(省略)
(省略)

肥料飼料製造処理施設は、中間処理施設のその他欄に参照してください。

# 対 照 表

改 正 後

12 (略)

13 (略)

注) ◎ : 必ず添付が必要な書類

○ : 該当する場合又は内容に変更がある場合に添付が必要な書類

確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

(省略)

(省略)

肥料飼料製造処理施設は、中間処理施設のその他欄を参照してください。(9は不要)

改 正 前

別紙 4

産業廃棄物処理施設 処理施設設置（変更）許可申請書 提出書類一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 記載事項等	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	許可申請書（設置許可：省令様式第 18 号、変更許可：同第 22 号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図（平面図）								
	[最終処分場]								
	事務所、管理棟、事業区域、埋立地、付帯設備（展開場所、水処理施設、区								
	① 域杭（事業区域及び埋立地）、最終処分場の立札、火気注意の立札、覆土用	◎	○						
	土砂の置場等）の位置								
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
	[中間施設]								
	① 事務所、処理施設（中核設備等は位置を明示）、環境保全設備（距離等）、保			◎	○	◎	○		
	管設備								
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備（※を含む）、保安距離								
	[管理型]保有水等集排水設備、発生ガス排除設備、浸出液処理設備、								
	※ 貯留槽、遮水シート、調整池（各詳細図及び遮水シートの仕様資料添								
	付）								
	※ [安定型]浸透水の採取設備、地下水観測用井戸（詳細図添付）	◎	○						
	・周囲の囲い、門扉、丁張、基準高（一般図添付）								
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾								
	配、小段								
	③ 実測求積図（事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面								
	積）								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後（廃棄物層、覆土層）の構造（工期ごと）								
	・埋立処分終了後の維持管理の内容								
	・埋立開始後の使用前検査（途中でえん堤を築造する場合）								

対 照 表

改 正 後

別紙 4

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書 提出書類一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 記載事項等	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	許可申請書（設置許可：省令様式第 18 号、変更許可：同第 22 号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図（平面図）								
	[最終処分場]								
	① 事業区域、埋立区域、付帯設備の位置	◎	◎						
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
	[中間施設]								
	① 産業廃棄物処理施設（全体）、中核設備等（距離を明示）、環境保全設備（距離等）、保管設備、その他付帯設備			◎	◎	◎	◎		
	② 搬入（搬出）経路（搬入（出）口から主要道路）								
	③ 地形図								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、保安距離								
	・付帯設備（設置するもののみ）								
	[共通]地滑り防止工（沈下防止工）、最終処分場立札、火気注意立札、周囲の囲い、門扉、地表水集排水設備、消火設備、地下水観測用井戸、基準高、丁張、区域杭、搬入路等、管理棟、覆土用土砂等置場								
	[遮断型]外周仕切設備、内部仕切設備								
	[安定型]擁壁等、埋立地内雨水等排出設備、浸透水採取設備、その他の設備								
	[管理型]擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備、導水管等、通気設備、その他の設備	◎	◎						
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段								
	③ 実測求積図（事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面積）								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後（廃棄物層、覆土層）の構造（工期ごと）								
	・埋立処分終了後の措置（維持管理）の内容								
	・埋立開始後の使用前検査（途中でえん堤を築造する場合）								

改 正 前

[中間施設]																	
①	平面図、立面図																
	・中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称																
	・構造基準・維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、操作盤の場所等を含む）																
	・処理工程図との整合（途中投入・排出）																
	・環境影響設備のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素材等）							◎	◎	◎	◎						
	・環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）																
	・建屋（屋内であることの明示）																
②	詳細図																
	・中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造																
	・処理前・後の保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示																
3	処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
4	（略）																
5	処理施設の構造を明らかにする設計計算書																
	[最終処分場]																
	①埋立容量を証する断面計算書（廃棄物容量、覆土容量）																
	②計画雨水量の算定、流量計算書（地表水集排水設備、付け替え水路）																
	③地滑り防止工、沈下防止工の必要性（埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等）	◎	◎														
	④擁壁、えん堤等の設計書、安定計算書																
	⑤[管理型]水処理施設の処理工程図、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備の設計																
	⑥（変更許可）現況、変更許可後の竣工時、埋立終了時の構造																
	[中間施設]																
	①中核設備																
	・能力計算書類（根拠資料を含む）																
	・構造耐力上安定である事の説明							◎	◎	◎	◎						
	②排ガス、排水処理施設																
	・処理施設に対応した処理能力																
	・他法令の条件を満たした施設																
6	（略）																
7	（略）																
8	（略）																
9	公図の写し、土地登記事項証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
	・公図：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）	◎	◎	◎	◎												
	・公図：処理施設に関する土地/事業区域（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）									◎	◎						
	・土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地	◎	◎	◎	◎												
	・土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域									◎	◎						
	・処理施設に関する土地/事業区域の土地所有（使用）権原を有することを証する書面	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
10	処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（様式9）	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
11	災害防止のための計画書																
	①産業廃棄物の飛散及び流出の防止																
	②公共の水域及び地下水の汚染の防止																
	③火災の発生の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
	④その他施設に係る災害防止																

対 照 表

改 正 後

改 正 後							
[中間施設]							
① 平面図、立面図							
・中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称							
・構造基準及び維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、操作盤の場所等を含む）							
・処理工程図との整合（途中投入・排出）							
・中核設備等のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素材等）			◎	◎	◎	◎	
・環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）							
・建屋（屋内であることの明示）							
② 詳細図							
・中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造							
・保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示							
3 産業廃棄物処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4 (略)							
5 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書							
[最終処分場]							
① 埋立容量を証する断面計算書（廃棄物容量、覆土容量）							
② 計画雨水量の算定、流量計算書（地表水集排水設備、付け替え水路）							
③ 地滑り防止工、沈下防止工の必要性（埋立地、水処理施設、覆土用土砂置場等）	◎	◎					
④ 擁壁、えん堤等の設計書、安定計算書							
⑤ [管理型]水処理施設の処理工程図、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備の設計書							
⑥ (変更許可) 現況、変更許可後のしゅん功時、埋立終了時の構造							
[中間施設]							
① 中核設備							
・能力計算書類（根拠資料を含む）							
・構造耐力上安定である事の説明			◎	◎	◎	◎	
② 排ガス、排水処理施設							
・処理施設に対応した処理能力							
・他法令の条件を満たした施設							
6 (略)							
7 (略)							
8 (略)							
9 公図の写し、土地登記事項証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
・公図：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）	◎	◎	◎	◎			
・公図：処理施設に関する土地/事業区域（地目、地番、所有者名、作成年月日、作成者名記載）					◎	◎	
・土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域及び隣接地	◎	◎	◎	◎			
・土地登記事項証明書（登記簿謄本）：処理施設に関する土地/事業区域					◎	◎	
・処理施設に関する土地/事業区域の土地所有（使用）権原を有することを証する書面	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10 処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（様式第9号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
11 災害防止のための計画書							
① 産業廃棄物の飛散及び流出の防止							
② 公共の水域及び地下水の汚染の防止							
③ 火災の発生の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
④ その他施設に係る災害防止							
⑤ 事故の際の措置（関係機関への連絡等を含む）							

改 正 前

12	処分方法を示した資料（焼却・焙焼施設の焼却灰、油水分離・中和・シアン化合物分解施設の汚泥、廃水銀等の硫化施設・廃石綿等の熔融施設の処理に伴い生ずる廃棄物）									
	①産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別			◎	◎	◎	◎			
	②自家処分、委託処分の別、処分方法									
	③委託先許可証（委託処分の場合）									
	④有価物としての規格、売却が可能であることを示す契約書等（有価物として処理する場合）									
13	処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（要領様式第2号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
14	申請者 が法人 の場合	(略)								
15	申請者 が法人 の場合	定款又は寄付行為及び登記事項証明書								
16	申請者 が法人 の場合	(略)								
17	申請者 が個人 の場合	(略)								
18	申請者 が個人 の場合	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
19	申請者 が個人 の場合	資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（要領様式第3号）								
20	申請者 が個人 の場合	(略)								
21	申請者 が個人 の場合	(略)								
22	申請者 が個人 の場合	(略)								
23	申請者 が個人 の場合	(略)								
24	申請者 が個人 の場合	(略)								
25	申請者 が個人 の場合	(略)								
26	申請者 が個人 の場合	(略)								
27	申請者 が個人 の場合	(略)								

注) ◎：必ず添付が必要な書類  
 ○：該当すれば添付が必要な書類  
 確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

提出部数	正副6部 概要版10部	正副3部		
鑑の返却方法：来所・送付（切手貼付封筒・その他（ ）				
手数料：静岡県収入証紙 設置許可申請	140,000円	120,000円		
変更許可申請	130,000円	110,000円		

# 対 照 表

## 改 正 後

12	処分方法を示した資料（焼却・焙焼施設の焼却灰、油水分離・中和・シアン化合物分解施設の汚泥、廃水銀等の硫化施設・廃石綿等の溶融施設の処理に伴い生ずる廃棄物） ①産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の別 ②自家処分、委託処分の別、処分方法 ③委託先許可証（委託処分の場合） ④有価物としての規格、売却が可能であることを示す契約書等（有価物として処理する場合）										
13	処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第2号）	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
14	申請者が法人の場合	(略)									
15	申請者が個人の場合	定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）									
16		(略)									
17		(略)									
18	申請者が個人の場合	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
19		資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（様式第3号）									
20		(略)									
21		(略)									
22		(略)									
23		(略)									
24		(略)									
25		(略)									
26		(略)									
27		(略)									

注) ◎：必ず添付が必要な書類  
 ○：該当する場合又は内容に変更がある場合に添付が必要な書類  
 確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

提出部数	正副6部 概要版10部	正副3部	
鑑の返却方法：来所・送付（切手貼付封筒・その他（ ）			
手数料：静岡県収入証紙 設置許可申請	140,000円	120,000円	
変更許可申請	130,000円	110,000円	

改 正 前

別紙5

産業廃棄物処理施設 処理施設 (変更) 許可 使用前検査申請書 提出書類等一覧表

申請者氏名 :

電話番号 :

担当者 所属・氏名 :

メールアドレス :

No	項目 (記載事項等)	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	使用前検査申請書 (省令様式第19号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図 (平面図)								
	[最終処分場]								
	事務所、管理棟、事業区域、埋立地、付帯設備 (展開場所、水処理施設、 ① 区域杭 (事業区域及び埋立地)、最終処分場の立札、火気注意の立札、覆土用土砂の置場等) の位置	◎	○						
	② 搬入 (搬出) 経路 (搬入 (出) 口から主要道路)								
	[中間施設]								
	① 事務所、処理施設 (中核設備等は位置を明示)、環境保全設備 (距離等)、保管設備			◎	○	◎	○		
② 搬入 (搬出) 経路 (搬入 (出) 口から主要道路)									
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備 (※を含む)、保安距離								
	[管理型] 保有水等集排水設備、発生ガス排除設備、浸出液処理設備、 ※貯留槽、遮水シート、調整池 (各詳細図及び遮水シートの仕様資料添付)								
	※[安定型] 浸透水の採取設備、地下水観測用井戸 (詳細図添付)								
	・周囲の囲い、門扉、丁張、基準高 (一般図添付)								
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段	◎	○						
	③ 実測求積図 (事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面積)								
④ 埋立計画									
・埋立方式									
・埋立前、埋立後 (廃棄物層、覆土層) の構造 (工期ごと)									
・埋立処分終了後の維持管理の内容									
・埋立開始後の使用前検査 (途中でえん堤を築造する場合)									

# 対 照 表

改 正 後

別紙 5

## 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書 提出書類等一覧表

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No	項目 (記載事項等)	最終処分場		中間施設				確認欄	
		設置	変更	焼却施設等		その他		申請者	県
				設置	変更	設置	変更		
	使用前検査申請書 (省令様式第 19 号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
1	施設配置図 (平面図)								
	[最終処分場]								
	① 事業区域、埋立区域、付帯設備の位置	◎	◎						
	② 搬入 (搬出) 経路 (搬入 (出) 口から主要道路)								
	[中間施設]								
	① 産業廃棄物処理施設 (全体)、中核設備等 (距離を明示)、環境保全設備 (距離等)、保管設備、その他付帯設備			◎	◎	◎	◎		
	② 搬入 (搬出) 経路 (搬入 (出) 口から主要道路)								
2	施設構造図								
	[最終処分場]								
	① 平面図等								
	・事業区域、埋立区域、保安距離								
	・付帯設備 (設置するもののみ)								
	[共通]地滑り防止工 (沈下防止工)、最終処分場立札、火気注意立札、周囲の囲い、門扉、地表水集排水設備、消火設備、地下水観測用井戸、基準高、丁張、区域杭、搬入路等、管理棟、覆土用土砂等置場								
	[遮断型]外周仕切設備、内部仕切設備								
	[安定型]擁壁等、埋立地内雨水等排出設備、浸透水採取設備、その他の設備								
	[管理型]擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備、調整池、浸出液処理設備、導水管等、通気設備、その他の設備								
	② 縦横断面図等								
	・事業区域、埋立区域、付帯設備、保安距離、切土高、盛土高、法面勾配、小段	◎	◎						
	③ 実測求積図 (事業区域における施設全体面積、埋立区域における埋立面積)								
	④ 埋立計画								
	・埋立方式								
	・埋立前、埋立後 (廃棄物層、覆土層) の構造 (工期ごと)								
	・埋立処分終了後の措置 (維持管理) の内容								
	・埋立開始後の使用前検査 (途中でえん堤を築造する場合)								

改 正 前

改 正 前							
[中間施設]							
① 平面図、立面図							
・ 中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称							
・ 構造基準・維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、 操作盤の場所等を含む）							
・ 処理工程図との整合（途中投入・排出）							
・ 環境影響設備のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素 材等）			◎	○	◎	○	
・ 環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）							
・ 建屋（屋内であることの明示）							
② 詳細図							
・ 中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造							
・ 処理前・後の保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示							
3 処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4 (略)							
5 竣功写真							
施設の全景、中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管							
① 設備のもの及び設置位置や型番がわかるもの（各写真に名称を 記載）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
② 地質図（地下水採取井戸の適切性を流向、深度、地層（耐水層） 等で判断できるもの、地盤の安定性等を示すもの）							
6 (略)							
7 (略)							
注) ◎：必ず添付が必要な書類 ○：該当すれば添付が必要な書類 確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと							
(省略)							
(省略)							

# 対 照 表

改 正 後

	[中間施設]								
	① 平面図、立面図								
	・ 中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管設備 ※色囲い（凡例明示）、設備名称								
	・ 構造基準及び維持管理基準に該当する設備（センサー等位置、 操作盤の場所等を含む）								
	・ 処理工程図との整合（途中投入・排出）								
	・ 環境影響設備のメーカー、型番、資料（検査値等、構造・素 材等）			◎	◎	◎	◎		
	・ 環境保全設備（高さや厚さ等の詳細、カタログ）								
	・ 建屋（屋内であることの明示）								
	② 詳細図								
	・ 中核設備のメーカー・型番、平面・断面・部品構造								
	・ 保管設備の平面・断面、算定結果（面積・容量） ※囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全であることを明示								
3	産業廃棄物処理施設の付近の見取図（案内図）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4	（略）								
5	しゅん功写真								
	施設の全景、中核設備、環境影響設備、その他付帯設備、保管								
	① 設備のもの及び設置位置や型番がわかるもの（各写真に名称を 記載）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	② 地質図（地下水採取井戸の適切性を流向、深度、地層（帯水層） 等で判断できるもの、地盤の安定性等を示すもの）	◎	◎						
6	（略）								
7	（略）								

注) ◎：必ず添付が必要な書類

○：該当する場合又は内容に変更がある場合に添付が必要な書類

確認欄については、該当がない場合は斜線を引くこと

（省略）

（省略）

産業廃棄物処理施設合併、分割認可申請提出書類一覧表

申請者氏名 :  
 担当者 所属・氏名 :  
 電話番号 :  
 メールアドレス :

No.	添付書類	確認欄 (略)
	(略)	
1	合併(分割)契約書の写し(合併又は分割の日、使用目的(例:がれき類の破碎施設)、施設の型番、メーカー名)、許可・届出等に関する経過表(様式4)	
2	処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(処理施設技術管理者認定講習会の終了証の写し等)	
3	処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式2)	
4	申請者の直前3年の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
5	申請者の定款又は寄付行為及び登記事項証明書※	
6	(略)	
7	(略)	
8	(略)	
9	(略)	
10	(略)	
11	施設設置(変更)許可証の写し	
12	(略)	

※については、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該処理施設を継承する法人の分のみ

(略)
許可証の通知及び申請書副本の返却方法 : 来所・送付(切手貼付封筒・その他( ))
手数料: 静岡県収入証紙 73,000円

# 対 照 表

改 正 後

別紙 8

## 産業廃棄物処理施設合併、分割認可申請提出書類一覧表

申請者氏名 :  
 担当者 所属・氏名 :  
 電話番号 :  
 メールアドレス :

No.	添付書類	確認欄 (略)
	(略)	
1	合併(分割)契約書の写し(合併又は分割の日、使用目的(例:がれき類の破碎施設)、設備の型番、メーカー名)、許可・届出等に関する経過表(様式第4号)	
2	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(様式第9号)	
3	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第2号)	
4	申請者の直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
5	申請者の定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※	
6	(略)	
7	(略)	
8	(略)	
9	(略)	
10	(略)	
11	産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し	
12	(略)	

※については、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該処理施設を継承する法人の分のみ

(略)
認可通知書及び鑑の返却方法 : 来所・送付(切手貼付封筒・その他( ))
手数料: 静岡県収入証紙 74,000 円

改 正 前

別紙 9

産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請提出書類一覧表

申請者氏名 :  
 担当者 所属・氏名 :  
 電話番号 :  
 メールアドレス :

No.	添付書類	確認欄 (略)
	(略)	
1	処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（ <u>処理施設技術管理者認定講習会の終了証の写し等</u> ）	
2	処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式2）	
3	直前3年の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
4	直前3年の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
5	申請者が法人の場合	
6	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	
7	(略)	
8	申請者が個人の場合	
9	資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（ <u>要領様式第2号</u> ）	
10	(略)	
11	(政令第6条の10に規定する使用人がある場合) <u>5%以上の株主の住民票の写し（法人である場合は、登記事項証明書）</u>	
12	7、8、10、11のすべての者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	
13	(略)	
14	処理施設設置（変更）許可証の写し	
15	(略)	
16	(略)	

(略)
許可証の通知及び申請書副本の返却方法 : 来所・送付（切手貼付封筒・その他（ ））
手数料：静岡県収入証紙 <u>73,000円</u>

# 対 照 表

改 正 後

別紙 9

## 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請提出書類一覧表

申請者氏名 :  
 担当者 所属・氏名 :  
 電話番号 :  
 メールアドレス :

No.	添付書類	確認欄 (略)
	(略)	
1	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (様式第9号)	
2	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (様式第2号)	
	(削除)	
3	直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	
4	申請者が法の場合	定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
5		(略)
6		(略)
7	申請者が個人の場合	資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (様式第3号)
8		(略)
9		(略)
10	(政令第6条の10に規定する使用人がある場合) 使用人の住民票の写し	
11	5、6、8、9、10のすべての者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)	
12	(略)	
13	産業廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証の写し	
14	(略)	
15	(略)	

(略)
許可通知書及び鑑の返却方法 : 来所・送付 (切手貼付封筒・その他 ( ))
手数料: 静岡県収入証紙 74,000 円

産業廃棄物処理施設定期検査申請書提出書類一覧表  
(安定型最終処分場)

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No.	提出書類	(略)
	(略)	
	手数料(静岡県証紙) 20,000 円	
1	許可・届出等に関する経過表(様式4)	
2	施設設置許可証(変更許可、軽微変更等)の写し(許可面積・容量の根拠となるもの)	
3	施設の付近の見取図	
4	許可申請・届出済の施設の構造を明らかにする図面(平面図、縦断図、横断図及び構造図)	
5	(略)	
6	処理施設の写真(現状の全景及び主要部分(4の各設備))	
7	(略)	
8	(略)	

※本紙を添付し確認欄に○を付け、番号毎に「インデックス」を付けること。

※該当しない事項は確認欄に「-」を付け、その理由を記載するか別紙にて理由書を添付すること。

提出部数 定期検査申請書一式3部(正本1部、副本2部)

定期検査結果通知書の交付及び副本の返却方法：

来所・送付(切手貼付封筒・その他( ))

# 対 照 表

改 正 後

別紙10

## 産業廃棄物処理施設定期検査申請書提出書類一覧表 (安定型最終処分場)

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No.	提出書類	(略)
	(略)	
	手数料（静岡県証紙）20,800円	
1	許可・届出等に関する経過表（様式第4号）	
2	産業廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証、軽微変更等届出書）の写し（許可面積・容量の根拠となるもの）	
3	産業廃棄物処理施設の付近の見取図	
4	許可・届出済の産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする図面（平面図、縦断図、横断図及び構造図）	
5	(略)	
6	産業廃棄物処理施設の写真（現状の全景及び主要部分（4の各設備））	
7	(略)	
8	(略)	

※本紙を添付し確認欄に○を付け、番号毎に「インデックス」を付けること。

※該当しない事項は確認欄に「－」を付け、その理由を記載するか別紙にて理由書を添付すること。

提出部数 定期検査申請書一式3部（正本1部、副本2部）

定期検査結果通知書の交付及び副本の返却方法：

来所・送付（切手貼付封筒・その他（ ））

改 正 前

別紙10

産業廃棄物処理施設定期検査申請書提出書類一覧表  
(管理型最終処分場)

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No.	提出書類	(略)
	(略)	
	手数料(静岡県証紙) 20,000 円	
1	許可・届出等に関する経過表(様式4)	
2	施設設置許可証(変更許可、軽微変更等)の写し(許可面積・容量の根拠となるもの)	
3	施設の付近の見取図	
4	許可申請・届出済の施設の構造を明らかにする図面(平面図、縦断図、横断図及び構造図)	
5	(略)	
6	(略)	
7	(略)	
8	(略)	
9	(略)	
10	処理施設の写真(現状の全景及び主要部分(4の各設備))	
11	(略)	
12	(略)	

※本紙を添付し確認欄に○を付け、番号毎に「インデックス」を付けること。

※該当しない事項は確認欄に「-」を付け、その理由を記載するか別紙にて理由書を添付すること。

提出部数 定期検査申請書一式3部(正本1部、副本2部)

定期検査結果通知書の交付及び副本の返却方法：

来所・送付(切手貼付封筒・その他( ))

# 対 照 表

改 正 後

別紙10

## 産業廃棄物処理施設定期検査申請書提出書類一覧表 (管理型最終処分場)

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No.	提出書類	(略)
	(略)	
	手数料(静岡県証紙) 20,800円	
1	許可・届出等に関する経過表(様式第4号)	
2	産業廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証、軽微変更等届出書)の写し(許可面積・容量の根拠となるもの)	
3	産業廃棄物処理施設の付近の見取図	
4	許可・届出済の産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする図面(平面図、縦断図、横断図及び構造図)	
5	(略)	
6	(略)	
7	(略)	
8	(略)	
9	(略)	
10	産業廃棄物処理施設の写真(現状の全景及び主要部分(4の各設備))	
11	(略)	
12	(略)	

※本紙を添付し確認欄に○を付け、番号毎に「インデックス」を付けること。

※該当しない事項は確認欄に「-」を付け、その理由を記載するか別紙にて理由書を添付すること。

提出部数 定期検査申請書一式3部(正本1部、副本2部)

定期検査結果通知書の交付及び副本の返却方法：

来所・送付(切手貼付封筒・その他( ))

産業廃棄物処理施設定期検査申請書提出書類一覧表  
(焼却施設)

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No.	提出書類	(略)
	(略)	
	手数料(静岡県証紙) 20,000円	
1	許可・届出等に関する経過表(様式4)	
2	施設設置許可証(変更許可、軽微変更等)の写し(処理能力が記載されているもの)	
3	施設の付近の見取図	
4	許可申請・届出済の施設の構造を明らかにする図面(平面図、構造図・組立図)	
5	(略)	
6	(略)	
7	(略)	
8	(略)	
9	(略)	
10	(略)	
11	(略)	
12	処理施設の写真(全景及び主要部分、現況が分かるもの)	

※本紙を添付し確認欄に○を付け、番号毎に「インデックス」を付けること。

※該当しない事項は確認欄に「-」を付け、その理由を記載するか別紙にて理由書を添付すること。

提出部数 定期検査申請書一式3部(正本1部、副本2部)

定期検査結果通知書の交付及び副本の返却方法：

来所・送付(切手貼付封筒・その他 )

# 対 照 表

改 正 後

別紙10

## 産業廃棄物処理施設定期検査申請書提出書類一覧表 (焼却施設)

申請者氏名：

電話番号：

担当者 所属・氏名：

メールアドレス：

No.	提出書類	(略)
	(略)	
	手数料(静岡県証紙) 20,800円	
1	許可・届出等に関する経過表(様式第4号)	
2	産業廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証、軽微変更等届出書)の写し(処理能力が記載されているもの)	
3	産業廃棄物処理施設の付近の見取図	
4	許可・届出済の産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする図面(平面図、構造図・組立図)	
5	(略)	
6	(略)	
7	(略)	
8	(略)	
9	(略)	
10	(略)	
11	(略)	
12	産業廃棄物処理施設の写真(全景及び主要部分、現況が分かるもの)	

※本紙を添付し確認欄に○を付け、番号毎に「インデックス」を付けること。

※該当しない事項は確認欄に「-」を付け、その理由を記載するか別紙にて理由書を添付すること。

提出部数 定期検査申請書一式3部(正本1部、副本2部)

定期検査結果通知書の交付及び副本の返却方法：

来所・送付(切手貼付封筒・その他( ))

改 正 前

別紙11（管理型裏面）

放流水の水質検査頻度（稼働中）

項目	検査頻度
アルキル水銀	2回/年
総水銀	2回/年
カドミウム	2回/年
鉛	2回/年
六価クロム	2回/年
砒素	2回/年
全シアン	2回/年
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	2回/年
トリクロロエチレン	2回/年
テトラクロロエチレン	2回/年
ジクロロメタン	2回/年
四塩化炭素	2回/年
1,2-ジクロロエタン	2回/年
1,1-ジクロロエチレン	2回/年
1,2-ジクロロエチレン	2回/年
1,1,1-トリクロロエタン	2回/年
1,1,2-トリクロロエタン	2回/年
1,3-ジクロロプロペン	2回/年
チウラム	2回/年
シマジン	2回/年
チオベンカルブ	2回/年
ベンゼン	2回/年
セレン	2回/年
1,4-ジオキサン	2回/年
クロロエチレン（塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	2回/年
電気伝導率	1回/月
塩化物イオン	1回/月
ダイオキシン類	1回/年

放流水の水質検査頻度（稼働中）

項目	検査頻度
アルキル水銀化合物	1回/年
水銀及びアルキル水銀その他 水銀化合物	1回/年
カドミウム及びその化合物	1回/年
鉛及びその化合物	1回/年
有機燐化合物	1回/年
六価クロム化合物	1回/年
砒素及びその化合物	1回/年
シアン化合物	1回/年
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	1回/年
トリクロロエチレン	1回/年
テトラクロロエチレン	1回/年
ジクロロメタン	1回/年
四塩化炭素	1回/年
1,2-ジクロロエタン	1回/年
1,1-ジクロロエチレン	1回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年
1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
1,3-ジクロロプロペン	1回/年
チウラム	1回/年
シマジン	1回/年
チオベンカルブ	1回/年
ベンゼン	1回/年
セレン及びその化合物	1回/年
1,4-ジオキサン	1回/年
ほう素及びその化合物	1回/年
ふっ素及びその化合物	1回/年
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1回/年
水素イオン濃度（pH）	1回/月
生物化学的酸素要求量（BOD）	1回/月
化学的酸素要求量（COD）	1回/月
浮遊物質（SS）	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（鉱油類含有量）	1回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（動植物油類含有量）	1回/年
フェノール類含有量	1回/年
銅含有量	1回/年
亜鉛含有量	1回/年
溶解性鉄含有量	1回/年
溶解性マンガン含有量	1回/年
クロム含有量	1回/年
大腸菌群数	1回/年
窒素含有量	1回/年
燐含有量	1回/年
ダイオキシン類	1回/年

※検査頻度を遵守すること。

地下水の検査回数は「静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準」を考慮している。

# 対 照 表

改 正 後

別紙 11 (管理型裏面)

## 放流水の水質検査頻度 (稼働中)

項目	検査頻度
アルキル水銀	2回/年
総水銀	2回/年
カドミウム	2回/年
鉛	2回/年
六価クロム	2回/年
砒素	2回/年
全シアン	2回/年
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	2回/年
トリクロロエチレン	2回/年
テトラクロロエチレン	2回/年
ジクロロメタン	2回/年
四塩化炭素	2回/年
1,2-ジクロロエタン	2回/年
1,1-ジクロロエチレン	2回/年
1,2-ジクロロエチレン	2回/年
1,1,1-トリクロロエタン	2回/年
1,1,2-トリクロロエタン	2回/年
1,3-ジクロロプロペン	2回/年
チウラム	2回/年
シマジン	2回/年
チオベンカルブ	2回/年
ベンゼン	2回/年
セレン	2回/年
1,4-ジオキサン	2回/年
クロロエチレン (塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	2回/年
電気伝導率	1回/月
塩化物イオン	1回/月
ダイオキシン類	1回/年

## 放流水の水質検査頻度 (稼働中)

項目	検査頻度
アルキル水銀化合物	1回/年
水銀及びアルキル水銀その他	1回/年
水銀化合物	1回/年
カドミウム及びその化合物	1回/年
鉛及びその化合物	1回/年
有機燐化合物	1回/年
六価クロム化合物	1回/年
砒素及びその化合物	1回/年
シアン化合物	1回/年
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1回/年
トリクロロエチレン	1回/年
テトラクロロエチレン	1回/年
ジクロロメタン	1回/年
四塩化炭素	1回/年
1,2-ジクロロエタン	1回/年
1,1-ジクロロエチレン	1回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年
1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
1,3-ジクロロプロペン	1回/年
チウラム	1回/年
シマジン	1回/年
チオベンカルブ	1回/年
ベンゼン	1回/年
セレン及びその化合物	1回/年
1,4-ジオキサン	1回/年
ほう素及びその化合物	1回/年
ふっ素及びその化合物	1回/年
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1回/年
水素イオン濃度 (pH)	1回/月
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回/月
化学的酸素要求量 (COD)	1回/月
浮遊物質 (SS)	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (鉱油類含有量)	1回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (動植物油脂類含有量)	1回/年
フェノール類含有量	1回/年
銅含有量	1回/年
亜鉛含有量	1回/年
溶解性鉄含有量	1回/年
溶解性マンガン含有量	1回/年
クロム含有量	1回/年
大腸菌数	1回/年
窒素含有量	1回/年
磷含有量	1回/年
ダイオキシン類	1回/年

※検査頻度を遵守すること。

地下水の検査回数は「静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準」を考慮している。

改 正 前

別紙12（管理型裏面）

放流水の水質検査頻度（稼働中）

項目	検査頻度
アルキル水銀	2回/年
総水銀	2回/年
カドミウム	2回/年
鉛	2回/年
六価クロム	2回/年
砒素	2回/年
全シアン	2回/年
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	2回/年
トリクロロエチレン	2回/年
テトラクロロエチレン	2回/年
ジクロロメタン	2回/年
四塩化炭素	2回/年
1,2-ジクロロエタン	2回/年
1,1-ジクロロエチレン	2回/年
1,2-ジクロロエチレン	2回/年
1,1,1-トリクロロエタン	2回/年
1,1,2-トリクロロエタン	2回/年
1,3-ジクロロプロペン	2回/年
チウラム	2回/年
シマジン	2回/年
チオベンカルブ	2回/年
ベンゼン	2回/年
セレン	2回/年
1,4-ジオキサン	2回/年
クロロエチレン（塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	2回/年
電気伝導率	1回/月
塩化物イオン	1回/月
ダイオキシン類	1回/年

放流水の水質検査頻度（稼働中）

項目	検査頻度
アルキル水銀化合物	1回/年
水銀及びアルキル水銀その他 水銀化合物	1回/年
カドミウム及びその化合物	1回/年
鉛及びその化合物	1回/年
有機燐化合物	1回/年
六価クロム化合物	1回/年
砒素及びその化合物	1回/年
シアン化合物	1回/年
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	1回/年
トリクロロエチレン	1回/年
テトラクロロエチレン	1回/年
ジクロロメタン	1回/年
四塩化炭素	1回/年
1,2-ジクロロエタン	1回/年
1,1-ジクロロエチレン	1回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年
1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
1,3-ジクロロプロペン	1回/年
チウラム	1回/年
シマジン	1回/年
チオベンカルブ	1回/年
ベンゼン	1回/年
セレン及びその化合物	1回/年
1,4-ジオキサン	1回/年
ほう素及びその化合物	1回/年
ふっ素及びその化合物	1回/年
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1回/年
水素イオン濃度（pH）	1回/月
生物化学的酸素要求量（BOD）	1回/月
化学的酸素要求量（COD）	1回/月
浮遊物質（SS）	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（鉱油類含有量）	1回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（動植物油類含有量）	1回/年
フェノール類含有量	1回/年
銅含有量	1回/年
亜鉛含有量	1回/年
溶解性鉄含有量	1回/年
溶解性マンガン含有量	1回/年
クロム含有量	1回/年
大腸菌群数	1回/年
窒素含有量	1回/年
燐含有量	1回/年
ダイオキシン類	1回/年

※検査頻度を遵守すること。

地下水の検査回数は「静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準」を考慮している。

# 対 照 表

改 正 後

別紙 12 (管理型裏面)

## 放流水の水質検査頻度 (稼働中)

項目	検査頻度
アルキル水銀	2回/年
総水銀	2回/年
カドミウム	2回/年
鉛	2回/年
六価クロム	2回/年
砒素	2回/年
全シアン	2回/年
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	2回/年
トリクロロエチレン	2回/年
テトラクロロエチレン	2回/年
ジクロロメタン	2回/年
四塩化炭素	2回/年
1,2-ジクロロエタン	2回/年
1,1-ジクロロエチレン	2回/年
1,2-ジクロロエチレン	2回/年
1,1,1-トリクロロエタン	2回/年
1,1,2-トリクロロエタン	2回/年
1,3-ジクロロプロペン	2回/年
チウラム	2回/年
シマジン	2回/年
チオベンカルブ	2回/年
ベンゼン	2回/年
セレン	2回/年
1,4-ジオキサン	2回/年
クロロエチレン (塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	2回/年
電気伝導率	1回/月
塩化物イオン	1回/月
ダイオキシン類	1回/年

## 放流水の水質検査頻度 (稼働中)

項目	検査頻度
アルキル水銀化合物	1回/年
水銀及びアルキル水銀その他 水銀化合物	1回/年
カドミウム及びその化合物	1回/年
鉛及びその化合物	1回/年
有機燐化合物	1回/年
六価クロム化合物	1回/年
砒素及びその化合物	1回/年
シアン化合物	1回/年
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1回/年
トリクロロエチレン	1回/年
テトラクロロエチレン	1回/年
ジクロロメタン	1回/年
四塩化炭素	1回/年
1,2-ジクロロエタン	1回/年
1,1-ジクロロエチレン	1回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年
1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
1,3-ジクロロプロペン	1回/年
チウラム	1回/年
シマジン	1回/年
チオベンカルブ	1回/年
ベンゼン	1回/年
セレン及びその化合物	1回/年
1,4-ジオキサン	1回/年
ほう素及びその化合物	1回/年
ふっ素及びその化合物	1回/年
アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1回/年
水素イオン濃度 (pH)	1回/月
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回/月
化学的酸素要求量 (COD)	1回/月
浮遊物質 (SS)	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (鉱油類含有量)	1回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (動植物油脂類含有量)	1回/年
フェノール類含有量	1回/年
銅含有量	1回/年
亜鉛含有量	1回/年
溶解性鉄含有量	1回/年
溶解性マンガン含有量	1回/年
クロム含有量	1回/年
大腸菌数	1回/年
窒素含有量	1回/年
燐含有量	1回/年
ダイオキシン類	1回/年

※検査頻度を遵守すること。

地下水の検査回数は「静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準」を考慮している。

改 正 前

別紙 13

事務取扱要領第3-2-(2)ウ(i)b(b)に規定する飛散流出等のおそれがなく、適切に管理できる構造の保管設備であるか否かの判断に当たっては以下の例を参考とすること。

項目	法の規定	詳細
保管ヤード	周囲の囲い	(略)
	表示板設置	(略)
必要な措置	飛散・流出	(略)
	地下浸透	6-2 廃棄物が地下に浸透する可能性がある性状（具体的には汚泥、動物の糞尿等）の場合は、底面をコンクリート等で覆うなど、地下浸透を防止するための必要な措置がとられている。
	悪臭防止	(略)
	高さの制限 (非容器)	(略)
保管期間	(略)	(略)
保管設備		<input type="checkbox"/> 8-1 (略) <input type="checkbox"/> 8-2 (略) <input type="checkbox"/> 8-3 (略) <input type="checkbox"/> 8-4 (略) <input type="checkbox"/> 8-5 (略)
自り法対象外自動車	(圧縮していないもの) 上方垂直3メートル以内など	<input type="checkbox"/> 9-1 (略)
公道を跨ぐ保管設備		<input type="checkbox"/> 10-1 (略) <input type="checkbox"/> 10-2 (略) <input type="checkbox"/> 10-3 (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 13

産業廃棄物（又はそれを処理したもの）の保管は、政令第6条第1項第2号に規定する産業廃棄物処理基準、省令第8条及び第8条の13に規定する保管基準の他、以下の例を参考とすること。

項目	法の規定	詳細
保管設備	周囲の囲い	(略)
	掲示板設置	(略)
必要な措置	飛散・流出	(略)
	地下浸透	6-2 廃棄物及び廃棄物から生じる汚水が地下に浸透する可能性がある性状（具体的には汚泥、動物の糞尿等、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物で、 <u>産業廃棄物が雨等にさらされて汚水が発生する場合を含む。</u> ）の場合は、 <u>保管設備の底面をコンクリート等で覆うなど、地下浸透を防止するための必要な措置がとられている。</u>
	悪臭防止	(略)
	高さの制限（非容器）	(略)
保管期間	(略)	(略)
保管数量	<u>1日の処理能力の14日分以下（例外：がれき類等の再生28日、アスファルト・コンクリート片70日、豪雪期の廃タイヤ60日など）</u>	<input type="checkbox"/> 8-1 処理前の保管量は、1日当たりの処理能力の14日分（例外規定がある場合はその日数。以下同じ。）を超えない量とする。 <input type="checkbox"/> 8-2 処理後の保管量は、1日当たりの処理能力量に対応する処理後廃棄物発生量の14日分に相当する量を超えない量とする。 <input type="checkbox"/> 8-3 一つの保管設備で複数種類の廃棄物を保管する場合（例えば、処理を経なければ分別できない一体物等）は、処理前及び処理後それぞれ全ての種類の保管廃棄物の総量が当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量とする。また、各々の廃棄物の保管場所における保管容量は、それぞれ当該施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えない量とし、廃棄物の総量が14日分を超えないよう管理する方法（毎日保管量及び予定搬入量等を把握し記録する等）が示されていること。 <input type="checkbox"/> 8-4 自社物と他社物を同じ設備で保管し、同一の処理施設で処理する場合の保管量は、合計で14日分を超えない量とする。
保管設備		<input type="checkbox"/> 8-1 (略) <input type="checkbox"/> 8-2 (略) <input type="checkbox"/> 8-3 (略) <input type="checkbox"/> 8-4 (略) <input type="checkbox"/> 8-5 (略)
自り法対象外自動車	(圧縮していないもの) 上方垂直3メートル以内など	<input type="checkbox"/> 10-1 (略)
公道を跨ぐ保管設備		<input type="checkbox"/> 11-1 (略) <input type="checkbox"/> 11-2 (略) <input type="checkbox"/> 11-3 (略)
その他参考		<input type="checkbox"/> 12-1 その他、廃棄物の種類に応じて下記のマニュアル等の規定に従い、必要な措置を講じること。 <b>■PCB汚染物又はPCB処理物：PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン</b> <b>■感染性廃棄物：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル</b> <b>■廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物：石綿含有廃棄物等処理マニュアル</b> <b>■廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物：水銀廃棄物ガイドライン</b>

(新設)

# 対 照 表

改 正 後

別紙14

## 相続届出提出書類一覧表

届出者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

担当者 所属・氏名： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

No	添付書類	確認欄	
		届出者	県
	相続届出書（省令様式第28号）		
1	被相続人との続柄を証する書類		
2	相続人の住民票の写し		
3	産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第2号）		
4	資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（様式第3号）		
5	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面		
6	（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の場合） 法定代理人の住民票の写し		
7	（政令第6条の10に規定する使用人がある場合） 使用人の住民票の写し		
8	2、6、7のすべての者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）		
9	産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し		

提出部数（正副3部）		
届出書副本の返却方法 ： 来所・送付（切手貼付封筒・その他（ _____ ））		









(新設)

# 対 照 表

改 正 後

様式第 8 号

環 廃 第 号

令 和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

静岡県知事 〇〇 〇〇

印

産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書

下記の産業廃棄物処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 第 5 項の規定による同法第 15 条第 1 項（第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する同法第 15 条の 2 第 5 項の規定による同法第 15 条の 2 の 6 第 1 項）の許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したので通知します。

## 記

### 1 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第 7 条第 〇 号 〇〇〇〇〇〇

### 2 設置場所

静岡県〇〇市〇〇町字〇〇番〇〇号

### 3 処理能力

〇〇（廃棄物の種類） 〇〇t/日（〇時間）

〇〇（廃棄物の種類） 〇〇m<sup>3</sup>/日（〇時間）

埋立地面積 〇m<sup>2</sup>

埋立容量 〇m<sup>3</sup>

### 4 許可年月日及び許可番号

令和〇年〇月〇日 第 号

担 当 〇〇部〇〇局〇〇課〇〇班

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(新設)

# 対 照 表

改 正 後

様式第9号

## 産業廃棄物処理施設技術管理者予定者に関する申立書

下記の者は、申請に係る産業廃棄物処理施設の維持管理業務を管理監督する者です。  
(申請者名)

氏名	
生年月日 (※1)	
住所 (※1)	
施設を設置する事業 場における役職名 及び業務内容	
省令第17条の各号に定める資格に該当する資格又は実務経歴	
資格取得・講習修了 (予定)年月日 又は在职・従事期間	資格、講習修了、実務の内容(※2) 又は取得予定資格、受講予定講習の内容

(※1) 登記役員又は使用人に該当しない場合に記載すること。

(※2) 資格取得又は講習修了の場合は取得を証明する書類を添付すること。取得・受講予定の場合、受験・受講予定であることを示す書類があれば添付すること。